

参議院社会労働委員会会議録第十九号

昭和三十一年三月二十九日(木曜日)午前十一時五分開会

委員の異動

三月二十八日委員高木正夫君辞任につき、その補欠として森田義衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 重盛 諒治君
理事 高野 一夫君
山下 義信君
常岡 一郎君

委員

草葉 應園君
紅露 みつ君
榎原 幸君
寺本 廣作君
深川 マエ君
横山 フク君
竹中 勝男君
山本 経勝君
田村 文吉君
森田 義衛君
長谷部 ひろ君
木村 文男君

衆議院議員
国務大臣
厚生大臣 小林 英三君

政府委員

外務政務次官 森下 國雄君
厚生政務次官 山下 春江君
労働政務次官 武藤 常介君
労働省労働局長 中西 實君

事務局側

常任委員 多田 仁巳君
会専門員

説明員

厚生省引揚 田辺 繁雄君
援護局長
労働省労働局 石黒 拓爾君
労政法規課長

参考人

日本赤十字 葛西 嘉資君
社副社長
日本赤十字 井上益太郎君
社外事務局長

本日の会議に付した案件

○未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○社会保障制度に関する調査の件(引揚者促進に関する件)
○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(重盛諒治君) それでは、ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動報告を申し上げます。三月二十八日付、高木正夫君辞任、森田義衛君選任。

○委員長(重盛諒治君) 未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案及び社会保障制度に関する調査を議題といたします。

て、日本赤十字社副社長葛西嘉資さん、同じく外事部長の井上益太郎さんのお二人に参考人として御出席を願っております。お二人の方々には、御多忙のところ御出席下さいまして、大へんお待たせをいたしました失礼いたしました。これから御意見の発表をいただきますのであります。その要点等につきましては、さきに御連絡いたしました通り、引き揚げ促進の交渉経過及びその問題点について、これは北鮮地区その他も入れていただけてけっこうでございます。未帰還者等の通信及び慰問等の現状について、その他引き揚げ促進上参考となるべき事項等であり、はなはだ勝手でございますが、二十分程度の一応御意見の発表をお願いいたします。後刻各委員の質疑にお答えを願いたいと考えております。

それでは、日本赤十字社の副社長葛西嘉資さんにお話をいたします。

○参考人(葛西嘉資君) 過日書面をもつていただきました意見の聴取事項についてでございますが、実はあの未帰還者の実際の実情等につきましては、その数等については政府において詳しい資料がありまして、私どもも大体のところはそのことを基礎にいたしましてやっておりますので、私からここで重ねて申し上げる必要はないかと思っております。ただ、私も最近北鮮に行つて参りましたので、北鮮に

おりまする未帰還者の数についてだけちよつと御参考申し上げたいと思

います。

北鮮における未帰還者の数はざつと大体二千くらいということになってい

るうちに承知いたしておるのであります。その中で特に六十八名ばかりのこ

う具体的な者につきまして、私ども日本赤十字社におきまして北鮮にお

ると思われる日本人の名簿というものを作

りまして、個人別にそれを書いて書面に

いたしましたものがございまして、この中には北鮮の官憲によって抑留され

たというふうな技術者、それから当時受

刑をしてもらった受刑者、それからそのほか先般の戦争のときに抑留された者

というふうなもの、それからそのほか終戦前からおった人で帰らない人とい

う、はつきりわかつておる者六十八名についてちよつとこんなものを作りま

して、これを二部ばかり私ども参りましてすぐ朝鮮赤十字の当局の方へ提出をいたしました。これは承知いたしま

したというわけで、向うで調査を約束

しまして受理いたしました。私どもが

帰るまでの間に、全部はともわから

ぬが、若干の者については討議する用

意がある。しかもある程度の者は書面

にして渡せるだろうということを向う

の責任者から聞いておったのであり

ますが、出発までの間もう十数回にわ

たつて督促をしたのであります。結

局はいただいけませんでした。しかし今

後書面によって通知をするということ

を聞いて参りました。

そのほか私どもが特に御参考に申し

上げておいたと思ひますことは、政

府の委託によりまして、この未帰還者

の中の特にとりわけ顕著な者を赤十字の關係であります。安否調査ということをやっておりますのであります。これはソ連地区における安否調査は詳しい者を入れると相当の数になるのであります。最近やりましたものは四百名ばかりの者について、個人別に名前を書いてソ連赤十字に出しておるのであります。この点はまだソ連の方から何らの返答を得ておりません。しかしながらそのほかに個々にやつたものについては、ソ連赤十字の方から四十九名について安否の調査の返事が参っております。今後これは政府の方の資料をいただきます。そうしてわれわれの方からまた安否調査の形式でやることにしております。先般日ソ交渉がありましたが、あの間中は臨時にやめておつたのであります。必要であるということであり、また、さらに継続をしてやるつもりであります。中共の地区につきましても、未帰還者の中に顕著なもの安否がはつきりしないものについては、やはり安否調査ということをやります。現在まで準備をいたしておりますが、現在まで中共の方に出しましたのはわずかに六十八名ばかりのものであります。中国紅十字会に出しましたものが六十八件でございます。回答はしかなかなかはつきりいたしませんのであります。そのうち安否調査をやつて帰国し

たものが六十八のうち約八件というようになことに相なっております。

それから次にお尋ねがありました引き揚げ促進の交渉の経過及びその問題点という点であります。私も今度参りましたのは、本年の一月に立ちまして北朝鮮に参りましたのは、北朝鮮におります日本人の帰国に關する打ち合せのために行ったのであります。このいきさつを申し上げますと、御承知のように、一昨年の一月から日本赤十字の方から北朝鮮の赤十字に対して、北朝鮮におられる日本人で帰国を希望しておられる者を返してやりたいということに依頼しておいたものであります。ところが昨年の五月ごろからそれが具体化して参りまして、昨年の八月ごろから平壤に希望者を集結させておいたのであります。ちょうど私も参りましたときには四十八名の人を平壤に集結しておりました。この人の帰国の問題の打ち合せということが私どもの主たる目的であつたのであります。そうしてことしの一月実は参つたのであります。行きましたところが、いろいろと日本の方から北朝鮮の方に呼びかけがあつたり、あるいは北朝鮮の内部におけるいろいろな動きがあつたりいたしまして、日本人だけの希望でありまして、日本における朝鮮人の北朝鮮への帰国、在日朝鮮人の帰国問題というものがちやうど出て参りまして、いわば先方はこれを交換条件ではないと申し出ておりました。事実上その問題からとまりまして交渉が実は長引いたわけでございます。詳しく申し上げますと、実は昨年の十二月三十一日に北朝鮮の赤十字の方から日本の方に、日本における朝鮮人の生活の問題、あるいは

教育の問題、あるいは帰国希望者の帰国の問題という非常に広範な問題について討議をしたいから、北朝鮮の赤十字の代表を日本によこしたいという電報が参りました。受けたのは本年の一月元日であります。そういうものが来ておつたのでありますけれども、これらの問題は御承知のように、非常に複雑なむずかしい問題であります。かりに帰国問題だけを取り上げてみたにいたしましても、御承知のように、現在南北両朝鮮に分れておる実情等から、簡単に解決ができません。私も出発までにこれらの具体的な国の方針というものはまだ確定する段階に至らなかつたのであります。従つて私も行きましてときには、その問題はまだ結論に到達しておらないから、今度行く赤十字の代表団は、これらの問題を討議する権限がないのだということをして北朝鮮の赤十字の方へ明瞭に意思表示をしておいたものであります。ところがその意思表示にかかわらず、實際問題になりますと、大村収容所の問題、大村収容所において、向うの言うところによりますと、何とかいう一名の人が李承晩のテロによつて殺された、他の北朝鮮系のこれらの人々はまた自分の生命の危険すらも感じて非常に明日の命もわからないというようなことで非常に心配をしておる、緊急なこれらの問題をぜひ一つ公式に討議してもらいたいというようなことであります。

具体的にはどういふことで手配したかと申しますと、今度の日本赤十字と北朝鮮赤十字との間でいかなることを議するかという議題の問題で問題になつておつたのであります。北朝鮮赤十字が提案いたしました議題というものは実は三つの問題があります。一つは今の平壤に集結している日本人の帰国の問題、これは日本赤十字としても異議はないのであります。それをやる。それから第二は、両国居留民の問題というわけで、北朝鮮におられる日本人の安否調査の問題もそれに含まれて、日本における朝鮮人の問題、非常に大きな問題をひつからめて第二の公式の議題にした。それから第三は、両赤十字間の提携を緊密化する問題ということでありま

す。この問題もまた非常にちよつと聞くといふのでありますけれども、實際問題になりますと、北朝鮮の赤十字の代表を日本によこして、そうして日本における朝鮮人の実際の実情を見たい、あるいは大村収容所の視察もしたいというようなことがその内容になつておつたのであります。私もこれらのことを討議する権限もありませんし、それから今私どもが用意なくして北朝鮮に行つておつて、北朝鮮と日本赤十字の間だけでこれらの問題を議するということになります。これは大事な在日朝鮮人の問題というものがほとんど解決がでなくなる、非常にむずかしいことになる、こういうふうに考えられたのでございます。と申しますのは、御承知のように、南北両朝鮮にもありますし、また、日韓の非常なむずかしい関係もありまして、どうしてもこのわれわれが北朝鮮でこれらの問題を公けに議するといふわけにはいかないといふふうに考えたのであります。従つて、形式的にはこれらの三つの議題の問題の中に、われわれは第一の問題だけはこれは即座に賛成をしたのであります。二、三の問題については討議をする権限もないし、用意もないし、また両赤十字の間のこの会議に対する約束が違ふではないかといふようなことを一カ月間毎日やり合つておつたのであります。先方はそういうことは言つたにしろ、非常に緊急な問題なんだから、日本人のことを日本人が心配しておるのと同様に、われわれは日本における朝鮮人のことを心配しておるのだといふような人情論と申しますか、人道上の問題と申しますか、そういうことでぜひ議題で討議をしたいということも申したのでございます。日本の方からもいろいろな団体、あるいは在日朝鮮人から北朝鮮の赤十字、あるいはわれわれ代表団に電報をよこしたりなどいたしました。また北朝鮮なんかにおつては、そういうふうないろいろの動きがあつて、毎日新聞にそれらのことが載る。あるいはまた、平壤に滞在しているわれわれ代表団にも、向うにいる朝鮮人から、日本赤十字は何たる涙のないようなことを言つてゐるではないかといふような手紙が舞い込んできたりなどいたしまして、一カ月間ずいぶん苦心といふか、いやな思いをさせられたやうなわけがあります。しかしながらこれはどうしてもわれわれがもし北朝鮮でそういうふうなことを述べたり、議論をしたりすることになりますれば、結局問題はぶちこわしになるといふことを心配して、最後までこの問題は拒否し続けてきたのであります。と申しますのは、さつき申し上げましたこの在日朝鮮人の問題、教育の問題でありますとか、あるいは生活の問題でありますとかいふようなことに

なりますと、これは赤十字として関係するといふこともどうかと思ふ。多分に政治上の問題であり、国と国との問題であるように私もには思ふのでありますけれども、かりに引き揚げの問題にいたしましてもそう簡単にはいかないわけでありまして。どうしてもこの日本における朝鮮人の問題というものは、当国会等でも非常に御研究をいただいて私は解決していただかなきゃならぬ大事な問題であるように思ふのであります。この問題を解決せねばならぬからこそ、軽々にわれわれが出先で不用意に発言をしてはならぬというのが、われわれがなつた理由であつたのであります。しかしながら、どうしてもそれをやつてくれと言つて向うは譲りません。そこでちよつと二月二十四日の日であると思ひますが、新聞にも出ておつたのであります。二十三日の日にとつて先方は公式の会談においてわれわれが、われわれといふのは、北朝鮮側が共同コミュニケの中に盛り込みたいと思つてゐる第二、第三の問題は次のようなことなんだといふことを、われわれが発言をやめてくれと強く要請したにもかかわらず、これは三時間も休憩をしてもんだのであります。それが、もんだ末にとうとう向うの首席代表から発言をしてしまつたのであります。そうなりますと、もうわれわれはそれを拒否するには、拒否する理由を述べなければならぬ。事実上在日朝鮮人の問題を公式に議さなければならぬ。公式に議するといふことはどういふことかと申しますと、ちよつとこの会談が何も秘密の会議でも何でもないと申すといふことで、新聞記者等をその会議に入れて、新聞記者等の傍聴

の上でやっておったのであります。朝鮮人の新聞記者は申すまでもなく、ブラウダであるとか、あるいはチェコの記者であるとかいうような、主としてヨーロッパの共産系の国の新聞記者も列席しておるのであります。あるいはロイターというふうなものもありますし、あるいは新華社等もあるのです。ありますが、こういうふうなものの列席している会合でそういうことをやることは、われわれとしてはできないというわけ、とうとうこの会談はもうだめだというふうなことで、私ももうあきらましては、もう最後だというふうな考えたのであります。

その前に、約一月間近くの間に、われわれの方としましては平壤におります日本人の帰国の具体的な問題については、ここにおきます井上部長の方から九カ条の具体的な当方としての要求、日本の赤十字側としての要求はすでに先方に出ております。

それから、日本人の安否調査の問題も、先ほどお目にかけましたようなふうなもので、向うが調査を約束して受理をいたしております。従ってかりにこの会談がだめになったといたしましても、今後日本赤十字と北鮮赤十字の間で電報で往復することによってはその目的は達せられるというふうな思われましたので、確信ができましたので、とうとう一つ会談をこの際やめようじゃないかというふうな決意をいたしました。二十四日の日の午前、私固長として単独であります、一人で向うの首席代表をたずねまして別れのあいさつを述べたのであります。どうしてもあなたの方の方が公式な会談でこれをやらなきゃならぬということ

述べられ、昨日ああいふうなことであつた以上は、もう会談を続行することはできないと思うというふうなことで、まあ赤十字のことでありますから、会談を決定するというような激しい方法でなしに、握手をして別れ、会談を終結させようという別個の形式で別れのあいさつを述べて、今後一つ日本人の帰国問題は帰ってから電報でやるからよろしく頼みたいというふうなことであいつをいたしました。そういたしましたら、第二、第三の問題はそれではやめるけれども、日本人の問題だけは一つわれわれの方も準備ができておるから、早急にまとめて帰ってくれというふうなお話でありましたので、それは願ってもないことなんで、それでは一つそういうことにしましうというところで、あとわずか数日の間に平壤に集結しておる日本人だけの帰国の問題、具体的に申しますれば、第一議題の点だけは話をつけまして、そしてあとの問題は将来に残して、会談を終った、こういうことでござい

だいて、そうしてその線に沿うて、あるいは政府みずからやるなり、あるいはそれが工合が悪ければ赤十字がやるなり、あるいは何なりして、これはどうしても解決をせなければならぬ。いかげんにその場限りのことを言つて帰ってはならぬ、こう考えたからなのでござい。私も十分熱意もあるし、日本の政府御当局、あるいは国会等においてもそれ熱意のあることは十分北鮮側もわかつておるだろうから、これは将来の問題として帰りたいというところで、これは繰り返して、繰返し申し上げたわけでございます。希望を申し上げますれば、すみやかに国会において、これらの問題について政府御当局を鞭撻されるなりいたしまして、なされていただくことを私も希望をいたします。その場合に、赤十字はどの部分を受け持つてやれというふうなことであれば、これはいかなる努力でもせねばならぬ、かように考える次第でございます。従つて、大きな問題が将来に残ったということになるわけでございます。

そのほか、朝鮮に一体どのくらいの希望者があるのかというふうなことは、一切そんないきさつではつきりわかりません。御承知のように、受刑者とか、あるいは技術者等の人が待ちわびる心の会というふうな会を作りまして、そして十年余りも安否を気づかつておる人たちがございまして、この人たちのことを思いますと、何とも申し上げる言葉もないのであります。先方はとにかく用意もあると、言いましたし、資料もあるからこれを出すと言つておりました。今度船が北鮮の遮湖の港に参りますのが、来月の十七日から二十二日までの間に船を出せることになりました。そして井上外務部長がその船に乗る予定になっておりますから、行きましたらさらに書面にして渡し、その督促をしてもらいます。これは電報で照会して、なお現地を照会するつもりであります。できるだけのことをお願いしたい、こう思つておるわけでございます。

それからもう一つ、帰りに中共の中国紅十字会に参りましていろいろ打ち合せをいたしたのであります。ちよつと御報告申し上げたところがあり、御報告申し上げますが、それは千名余りの戦犯の帰国の問題でございます。この点については先般、片山哲氏が行かれましたときに周恩来に會つて、そして六百名ないし七百名の戦犯の釈放が近くあるだろう、それは病人であるとか、あるいは年をとつておる人というふうなものが選ばれるであらう、そしてそれを帰すであらうというふうな話があったということでありましたので、具体的にもう少し突っ込んだ情報をぜひ聞きたい、戦犯の釈放をぜひしてもらいたいというふうなことを向うの会長の李徳全などに会しまして頼んだのであります。これは行きにも、帰りにも頼んでみたのであります。戦犯釈放の問題は、私も印象があまりよくない、なかなかそう簡単にはいかない段階になっておるような印象を受けました。片山さんが得られた情報以外には、何ら新しい情報を得ることができなかったわけでございます。先方に私も、戦犯の釈放というふうな人道の問題は、一つ政治的取引の具にしてもらつては非常に困るといふようなことも述べたのであり

こういふふうなことになるましたのは、どういふことかと申しますと、私もどういふ日本におつて現在朝鮮人で生活に困つておる者が十万余りもおつて、そうして生活保護法の金も二十数億というふうなものを一年に使つておるというふうなことであり、そのうちに帰りたいというものがあればこれは帰るのが当然である。どうしても帰りたいのは帰してあげなければならぬ、そのためにはやはりここで議せず、早くしつかり日本におる朝鮮人の帰国の問題なら帰国の問題について、日本としての政策を確立していた

ますが、その際には、明らかに今度の戦犯釈放の問題は政治的には考えない、政治的取引の具にしないというこ

とを紅十字当局責任者ははっきりと申したのであります。私もそれはそれと信するよりほかないわけであり。そんなような段階でなかなか困難な段階にあつたような印象を率直に受けて帰りました。戦犯の釈放につきましては、御承知のように、日本赤十字とい

は、あるいは先方の当局者に會つたとき等には、常に赤十字の立場からぜひ早期に一つ帰すことをお願いするといふことは、これはもう機会あることに申しておるのであります。私が、私も率直な感じをもつて言うことをお許し願いますならば、何かもうそういう段階は通り越したような私は感じを、ここに中共で話を聞いて以来持つております。何とか、国会なりあるいは政府等での交渉をして人道上の立場から一日も早く帰ることを希望したい、かように考えております。

のは着いているような模様であります。これは太原でございませう。ソ連等の場合は、まだはっきりわかりません。

それから慰問品の点でございませうが、中共の戦犯につきましては、非常に心配をしておたのであります。先般赤十字の代表が撫順の戦犯管理所にたずね、今度私も太原の管理所をたずねたところによりまして、衣食——住もそうですが、については私は率直に言えば心配の要らない状態だ、こういう印象を持って参りました。食べ物等は十分ある。それで、ことに戦犯者の口から聞いたのであります。いろいろな食べ物等を送るけれども、それは必要がないのだ、自分らは十分あるというのであります。これは戦犯の顔色を見たり、あるいは病人の数を實際太原で見たりなんかいたしますと、中共関係においてはそういうまあ心配はないのじゃないだろうか、こういう印象を受けて参りました。もちろん、留守家族の方から心のこもった贈りものというふうなものを届けることについては、これはちつとも差しつかえないことではあります。特に食糧の補給というふうな点については必要がないのじゃないだろうか、こういうふうな印象を受けて参りました。ただソ連の場合につきましては、先般第五次の帰還者並びに第六次の帰還者等から聞くところによりまして、これは心配せねばならぬ状態だというふうなことであります。非常に心配をいたしまして、特に第五次の場合にはビタミン等が非常に不足しておるといふような話でありましたので、ビタミンを送りたいというふう

なことで、御承知のように、ソ連赤十字にビタミンを送るが、受け取ってくださるかというふうなことを聞いてやりましたのであります。これは返事が来まして、抑留者については十分それらの点も心配をしておるから、特に送ってもらう必要はないというわけで断られております。従って、これはビタミン等の入った菓子を送ることによつて、ビタミンの補給をしようというふうなことになるのであります。このソ連の場合には、そういうふうな非常に心配すべき事情ではないかというふうなことで、第一次の場合は別であります。昭和二十九年の二月以来、第二次から第六次までの間には、これは全部留守家族の人たちにもお話をいたしました。留守家族の方から慰問品を出してもらつて、迎へにく船で、ナホトカでそれをソ連の赤十字に渡すという方法をとりしております。で、なお留守家族がそういうものを出せないとかあるいは十分でないような場合は、日本赤十字の方で慰問袋を作りまして、そうして送っております。現在まで送りました慰問袋の数を御参考に申し上げますと、日赤の分といたしましては、第六次までに約三千十五個、全部の数が一万三千五百八個行つております。特にこれは、今月にナホトカへ参りました第六次の帰還船では非常に多く、六千二百六十九個というふうな数を送っております。これは家族はもちろんのこと、厚生省あるいは日赤、それから国会の方からお送りいただいております。そのほかいろいろな方面から送っていただきまして、この第六次には、六千二百六十九個というふうな慰問品を送っております。

なお、慰問品がほんとうに戦犯に着いたかどうかというふうな点が心配になるという家族の御意見もありません。ちょうど昨日であります。ソ連赤十字に実は手紙でそれらの点を確かめることにいたしました。ソ連の赤十字の方では、日本の、第五次ですか、六次ですか、はつきりわかりませんが、の慰問品の中には、名宛人のない慰問品があつた、これはそのほかの戦犯者に便宜分けてやつておる、それはそれでいいの、あるいは別に何とかしてもらわなければならぬのか、返事をよこしてくれというふうな手紙がソ連から参りましたので、それはそれでよろしい、名宛人のないのはほかの人に分けてもらつてけつこうだという返事を出すと同時に、一つ今度は着いたならば着いたといふことを、個人なら個人でもいいし、あるいはその収容所なら収容所の代表者に、何個着いたというふうなことで一つ受け取つたといふことをはつきりさしてもらいたいというふうなことを申し、向うの同意を得たいといふことを申し込みました。それから今、今後ソ連からの帰還者があつた場合には、私どもとしては慰問品を送ります場合に、これは厚生省の御協力を得てやらなければならぬと思ひますが、留守家族等も慰問品の中へ郵便郵便の形式で小包を受け取つたといふし、あるいはある手紙をちよつと入れまして、そうして送つてやる。そうすれば、何の代りか受けて取つても、はいとほり込んでおけば全部着いたといふことはつきりしますから、そういうふうな今後はしたいと思ふ、それについて意見をお知らせ願ひたい、こういうふうなことをお

ります。私どもは何にしましても、ソ連の抑留者の方々については、ただいまのところでは、慰問品を、もつと送つてあげなければならぬのじゃないかというふうなわけで、機会がありましたらばさらにやりたい。政府でも御尽力いただいておるようでありまして、やりたいて思つております。また、緊急を要するような場合には、ジュネーブの方へお願いをいたしまして、金を送りまして、ジュネーブから急送するといふふうなことも考えなければならぬのじゃないかといふふうにも考えております。従来はこれはスイスの方でやっていた例もありましたから、緊急であればそういうこともしたいと思つております。他は御質問によつてお答えすることにいたします。

○委員長(重盛壽治君) 次に、外事部長の井上益太郎さん。

○参考人(井上益太郎君) たいま高西副社長から非常に詳細な御説明がございましたので私として特に申すことはございません。ただ、二つの点だけちよつと補足したいと思ひます。

第一の点は、今度交渉に参りました場合、葛西副社長が申しましたように、日本赤十字の代表団が人道的見地から、また赤十字の原則からいって、在日朝鮮人の問題を議論することは当然のことであつて、それをしないといふことは非常にけしからぬといふふうな言い方をたびたびいたされました。で、相当激しい言葉で攻撃を受けたわけであります。この点は、赤十字の権限というものと、赤十字代表の権限というものは全く別のものではあります。それはどんな国際会議におきま

ても、あるいは赤十字国際会議の場合でありまして、あらかじめ、いつ、どこで、だれが何を議論するかという点について、あらかじめ合意がありませんと、国際会議というものは開くことができないのであります。赤十字が毎年国際会議をやりますが、それについて、あらかじめ、どこで何を議論するかという点は討論してきめるわけでありまして、これは赤十字国際会議を含む国際会議の原則でありますから、われわれはただそれに従つたまでのことでありまして、何もしないで赤十字の主義に反したとか、あるいは赤十字の原則を無視したとか、あるいは非難は当らないと思ひます。ことに、在日朝鮮人問題は非常に複雑な問題であります。日本赤十字の方針もまだこのときはきまつておらなかったように承知しておりますので、われわれがそういうことをやつたといふことは、決してこれは赤十字が人道主義に反したといふことの非難は当らないと思ひます。また、これについては、葛西副社長が日本人を引き揚げることに協力してくれば、在日朝鮮人の引き揚げに日赤は努力するといふことを、一九五四年だと思ひますが、電報で申し入れております。その約束を日赤がほごにしたものでは決してありません。そういうことは赤十字の権限でありまして、だからといって、今日の会議で赤十字代表がそれを議さなければならぬという理屈は一つも出てこないからであります。この点を一つ申し上げておきたいと思ひます。

第二の点は、日本赤十字といたしましては、在日朝鮮人の問題を至急に解決をする必要があるといふふうな考えをしております。これは何とかして、今年中にこれを実現するといふことが非常

に必要だと思っております。これは日本赤十字の意見でございます。その二つだけつけ加えて申し上げます。

○委員長(重盛壽治君) お二人のお話に對しまして、何か御質問がございまして……

○竹中勝男君 ちよつと葛西さんにお尋ねしたいのですけれども、未帰還者が北鮮に二十人あり、そのうち六十八名についてこちらから名簿を作つて調査を要求された。またソ連については四百名の安否調査を出されたというのですが、その六十八名あるいは四百名というのは顯著なものというふうに言われたのですが、どういふ標準で、そういう安否調査の人選をされたわけなんですか。

○参考人(葛西嘉資君) ごもつともなお尋ねと思いますが、実は、北鮮の場合で約二十人と申し上げましたのは、御承知のように、政府の方において調べておられるある時期、昭和二十一年の何月とか、昭和二十二年の何月とか、昭和二十三年の何月とか、ある時期において生存が確定だと推定される人を集計した数でございます。これは中共の場合にも、ソ連の場合にもそういうふうな数があるわけでございます。しかし、このある時期において生存資料が確定だというものを、それを全部一応お説のように、安否調査という形で出すのも一つの方法なんです。しかしながら、實際問題で考えて参りますと、ばつと一べんに出してしまふことが有利かどうかというふうな、日本の立場に立つて有利かどうかというふうなことを考えますと、必ずしも有利だとは思えないわけなんです。そこで顯著なと申しますか、あるいは

なくなつただろうと思ふような人で明瞭なものがあれば調べていいわけでありますから、そういうものを出す、あるいはこれはもう確定だというものも出すというふうなことで、実はソ連等の場合には四百名近く出しましたというのには、そういうふうな見地では、実はその中からピックアップいたしまして、そうしてやつていくわけでありまして、これはやはり一べんにどかつと何万と、あるいは何千というふうなものがいけますと、事務的にも問題であります。そこらのところを考えたなら出していいわけでありまして、これはもちろんその資料を持つておられる当局と十分打ち合せの上でやつていくわけでありまして、

で、北鮮の場合は、今の二十人と申し上げましたのは、ある時期において生存しておつたと推定される者の集計の数であります。従つて現在あつていふような戦争等の行われましたあとでどうであるかというふうなことを考える、あるいはこれは調査ができないのじゃないかというふうなことも考えまして、最も明瞭なものを六十八名だけ選びまして、そうして出したわけでございます。ソ連の場合も同様でございます。中共等の場合にもそんなふうにしてやつておられますし、今後もしやういふふうにしてやるわけでございます。これはまあ具体的に申しますと、向う側から申せば、比較的調査のしやすいものを先ず出していくことが返る事がもたらえるというふうな点から、そういうふうな数が出ていくわけでございます。今後もしやういふふうにして参る方針でございますので、なお御意見等があれば承わりたいと思ひます。

○竹中勝男君 大へん適当な方法だと私も考へておりますが、六十八名についての安否調査の結果、まあ、わかつたものが何人かというふうに出てくるわけですね。それで大体六十八名の選び方といふのは、調査というふうな、サンプリングの一つの方法のようにな形で、そうしてその中から何パーセントがわかつた、そうすると現在どれくらい未帰還者があるかということ推定される、そういう意味もあるのでしょうか。

○参考人(葛西嘉資君) これはちよつとそのパーセンテージで、たとえば半分であつたから五〇％だといふふうに分割するということはちよつと私は危険な感じがしないかと思ひます。これはそこ

に草葉委員おられますが、草葉さんが大臣をしておられるところに李徳全が、ちよつと来られましたときから、そういうふうな数字は当時の大臣から李徳全に渡されていく——渡されましたのです。そういうこともありますし、だからこの数字というものはパーセンテージじゃちよつと私は無理だと思ひます。ことに北鮮の場合にはあつていふような戦争が行われたあとであります。戦後ではだいたい違ふと思ひます。ことに六十八名については、だんだんとあつたになりましてから向うの主席代表の柳基春から話をしたので、あなたの方が出したあの方の一部分については若干の資料があるので、それを書面にしております——その書面を渡したと思ひますというふうなことを言ひましたのですから、全部でないことは残念ながら想像できていることですが、一部についてはあるということを確認に先方の責任者が申しております。

す。私どもはこれを期待しているわけでありまして。今後調べますと言ひましたし、それからわれわれの方の日本にいる在日朝鮮人と同様のレベルでこれを解決するといふことを向うも約束しているのではありません。向うでも大事に慎重にしかもできる限りの調査をしてくれるものと現在のところは期待いたしております。われわれは機会あるごとにこれを要求するつもりでございます。

○竹中勝男君 そうすると、現在の時期で大体どれくらい北鮮にはそういう日本人が抑留されて、あるいは向うに生活しておるといふような見通しを持つておられますか。

○参考人(葛西嘉資君) 今のお尋ねであります。先般、去年の五月だと思ひますが、烟中政春氏などが向うに参りましたときに、向うで聞いたといつてわが方に電報でございました。その数によりまして、大体北鮮には二百人くらい、日本人の人が二百人くらいといふことを申しております。私行きました機会に、そのことは向うははっきり言ひませんでしたが、わかりません。ただしかし、私どもが行きましたときに、これは初めの、まだ例の議題問題で深刻に議論しない前でありましたが、そのときには、新聞やあるいはラジオなんかでそういうことをいって、帰れる者は帰れるのだといふことで一つ放送してもらいたいといふふうなことを願つたわけでありまして、議題がそつちの方に入らないといふふうなことで、実はそれも最後までやつてくれなかつたやうであります。われわれが行つて、日本人の、帰国の希望者の帰国問題をやつておるといふことは、毎日々々向

うの新聞に出ておりましたから、機会があれば平壤のわれわれあてに手紙くらいはくるかと思つておつたのでありますが、朝鮮人からはだいたいおきておりましたが、日本籍の者からは一通も手紙が実はきませんでした。大部分の人はおそらく朝鮮人と結婚しておる婦人といふようなことではないかと、これは想像でありまして思つております。

○竹中勝男君 そうしますと、ある時期には、日本では大体二十人程度北鮮におるといふ推定をされたわけですね。實際においては二百人くらいといふと、だいたひ数の開きがあるのです。二十人といふふうな推定されたときの事情はどういふわけなのでしょう。か。どういふ根拠でそういうふうな推定されて、向うに申し込みされたのでしょうか。この草葉さんのときと言われるときは。

○参考人(葛西嘉資君) これはその事情は、私が申し上げるよりもむしろ政府の未帰還調査部の方へお尋ね願つた方が正確だと思ひますが、ただ二十人といふことは、私どもは公式に北鮮の方には申し込んでおりません。二百人といふことも、雑談でいふことがあつたが、いふことを言つておつただ若干おるといふことを電報で公式に言つております。ベリ・スモール・ナンバー・オブ・ジャパニーズ、それがおると言つておるだけでありまして、公式にはそれだけしか言つておりません。これは軽々に一体どれくらいおるかといふことを言うか言わぬかといふことは、私ども権限も与えられておりませんし、向うには何にも言つておりません。

○委員長(重盛壽治君) 御質問もあらうかと思ひますが、またお二かたには非常に御迷惑ですが、たまたまソ連引き揚げ交渉のためにロンドンに行つておりました田辺引揚援護局長が一昨日帰朝されました、きょうお見えになりましたから、この方から御意見を聞いて、一緒に御質問願うというふうにしたいと思ひますが、(異議なし)と呼ぶ者あり) それでは……

○竹中勝男君 今の数の問題は、中共にもソ連にも日本が初め言ったのと非常に違ふのです。非常に著しく違ふのです。そういう点は、最初にこの委員会では研究する必要があると思ひますので、あらためてまた申し上げたいと思ひます。

○委員長(重盛壽治君) 途中で恐縮ですが、それでは田辺引揚援護局長。

○説明員(田辺繁雄君) 御指名によりまして、簡単に御報告申し上げさせていただきます。

一月二十八日にロンドンに到着いたしました以来、松本全権の随員といまして引き揚げ問題に関するいろいろの補佐をいたしましてやつて参りました。引き揚げ問題を含めての交渉の全体に関する問題につきましては、いづれ全権がお帰りに参りましてから詳しく御報告する機会もあるかと思ひますが、私全権の御指示によりましていたしました範囲のことをお話し申し上げます。

到着して間もなく、二月一日の日に、こちらから先方に届いておりました、ロンドンに到着しておりました一万余名の未帰還者の名簿カードを先方に持参して、ソ連大使館に持参して、カードの性質をよ

く説明すると同時に、先方に対してその調査を要望したわけでございます。一万余名と申しますのは、ソ連においでかつて生存しておったという資料のある者全部の資料でございます。その一枚一枚のカードには本人の姓名と本籍地、性別、年齢及び最後に生存しておったという時期と場所が書いてございます。それが帰還者の証言によるのである場合と、それから現地からの通信による場合と区別してあります。

終戦以来今日、昨年の十月一日現在でそれが全部で一万一千七百七十七名でございます。そして調査を要望する趣旨は、ソ連の官憲において現在保有しておる資料と照合の上で現在どうなつておるかを書いてほしい。資料があつた場合において資料によつて現在生存しておるか、あるいはすでに死亡したか、資料がないなら資料がないということを書いてもらいたい、この三種類に分類して返事をしてもらいたいということを申し入れたわけでありました。

さらに三月十三日の正式会談におきましては、松本全権から、未帰還者の調査に關してさらに申し入れをいたしまして、その促進を要望せられたわけでございます。さらに三月十九日に、松本全権の御指示によりましてソ連の大使館に入りまして、調査を要望せられた趣旨をさらに詳しく説明いたしました。これは一等最初に持つていったときに説明しましたものをさらに敷衍したものでございまして、生存者については生存の状況、死亡者については死亡した時期、場所、死亡の原因等を知らしてほしい。それから生存者につきましては、希望するならばすぐ帰れるようにあらゆる便宜を与えてほしい、

そうして希望すればすぐ帰れるのだというところ及び便宜が与えられるのだというところを十分周知徹底してもらいたいということを申し入れたわけでございます。さらにその際には、一枚一枚のカードになったもののほかに、それと全く内容は同じでございますが、連名簿になったものを作成いたしました。この連名簿は先方におきましてわれわれの方に要望してきただけでございます。一枚一枚のカードでは調査上不便であるというので、連名簿になったものを作成してほしいという向う側の依頼に基いて、現地において作成したものでございます。なおその際調査の趣旨といふことが、われわれの方で向うに要望しました趣旨といふことはこういうことであります。十年間肉親の安否を案じながら待ちわびておる家族の立場を考へて、日本側としては、この現在の消息を明らかにするために必要

な一切の手段を尽くしたい、こういう考へからソ連側に対して、ソ連の持つてくる資料に基いて調査を要望するといふことを申しました。調査の趣旨と家族の安否を十分向うに伝えたわけでございます。前後三回にわたりました、マリック名簿と申しますか、ソ連側が提出した名簿に載つてない未帰還者で、ソ連にかつて生存しておった居留資料のある者を、昨年の十月一日で集計した名簿と及び連名簿によつた名簿とそれから一枚一枚のカードによつたものというものを両方先方に渡して参つたわけでございます。

非常に簡単でございますが、私が全権の御指示によりまして直接やつて参りました範囲につきまして御報告申し上げます。

○委員長(重盛壽治君) どうか御質問を……

○竹中勝男君 今の継続ですが、日本の考え方は、最初は北朝鮮に二千人くらいおるだろう、ある時期におつたといふふうな推定を出しておられるようですね。それから中国においてもそういう数字が出ておる。またソ連については一萬一千七百七十七名という者が、まあ日本の政府の手元においてはソ連におるといふ推定をしておられるわけですが、今度は実際に先方において判断する人数とはだいぶ開きが……北朝鮮では十分の一という数字を大体今報告されておられるわけですが、中共ではどういふように向うは返事をしておりますか、日本のこちらから申し入れているのに對して、一つの点はそれと、もう一つは、ソ連からまだ何もこちらから出された一萬一千幾らという数字に對しての回答はないわけですか。

○説明員(田辺繁雄君) 先方では日本側から提出した資料をもとにして、向うの持つてくる資料と照合の上で返事をしてもらいたいといふことを要望したわけでございます。先方では、日本側の方から提出いたしましたカード名簿、それに基いての調査は今時間がかかるというのを申し出ておりました。

○竹中勝男君 向うが持つておる名簿といふものはどれくらいな数字になつてゐるわけですか。

○説明員(田辺繁雄君) その数字は、どのくらいの資料がありますか、それはわからないわけでございます。

○竹中勝男君 それは聞かれましたか。

○説明員(田辺繁雄君) それが完備し

ておりますれば直ちにすぐ返事できるのでございましょうが、それがどの程度まで整理されているかわからないわけでございます。私の方で持つてくる資料では、少くとも入ソし、生きておつたという資料があるわけでございます。全部について向うで資料を作つてゐるかどうか、それは百パーセントわからないわけでございます。これは今後――從つて資料がない場合にはやむを得ないこととございします。資料がないということと返事してほしいということとを要望したわけでございます。これはまあ終戦直後のあつた時期でございします。名簿を作るひまもない時期にいろいろ不幸な事態にあつた人もあるわけでございます。と想像されますので、向うとしては、われわれの出してきた資料と、向うで現に持つてゐる一切の資料と照合して返事をしてくれるように申したわけでございます。

○竹中勝男君 まあいつごろということとは向うはまだ回答して参りませんか。それが一つと、それからもう一つは、日本の政府は中共にどれくらい日本人が抑留、あるいは戦犯、あるいは残留してゐるというように調査しておられますか。その点、それから中共の方はどういふように日本人の数を考へておるかという問題。

○説明員(田辺繁雄君) 現在何人生存しておるかという現実が私の方では一調査したわけではございませんので、正確にこれを把握することは困難でございます。従つて大体の推定になるわけでございます。いわゆる戦犯者と称せられるのが一千六百八名でございしたか、そのほかに約六千名前後と推

定いたしております。しかし、中共地域における未帰還者全部と申しまするといふと、この四万三千七百七十一名、これが昨年十月一日現在の資料でございます。

○山下義信君 二、三の点につきまして、政府並びに今回全権の随員として御足参願いました。まだ随員の御資格でありますかどうかわかりませんが、田辺局長に伺いたいと思います。

まず最初に、日赤副社長並びに井上外事部長から先ほど御意見を拝聴いたしますと、今回の北鮮の会談の中で――会談の中というよりは、北鮮の会談におきまして非常に大きな問題になりましたのは、いわゆる在日朝鮮人の引き揚げの問題なんです。この問題が壁にぶつかって北鮮会談が長引いているの御苦勞を下さったんです。今

両参考人のお話を聞きますという、日赤においてもこの問題に対して尽力をするというこの公約がなされて、ただ出先の交渉に当たった方々は権限もないし、方針もきまっていから、これを議題にすることもできなかったし、交渉の相手になることもできなかったというお話である。なお井上外事部長の御意見では、日赤としても人道上の立場から、われわれが北鮮にいる日本人の帰還を望むと同じように在日朝鮮人の帰還の問題もできるだけ努力し、すみやかにそれを実現すること

を強く望んでおられることとあります。しかしながら、両参考人の御意見を聞いても、これらの問題は政府当局が方針をおきめにならなければどうすることもできないことである。日赤としてはこれ以上は手の施しようがない状態であるから、一日も早く在日朝鮮

人問題についての政府当局の御方針を御確定に相なるように、また国会においてもそういうふうな一つ御努力願いたいという今の御陳述があったのです。私はこの際、在日朝鮮人問題についての政府当局の御態度は、どういふ御方針をもつて今後お進みになるお考えであるかというのを、この際承わっておきたいと思ひます。

それで、本日は外務大臣の御出席を求めておいたのでありますが、大臣が御出席ならねば、外務省の責任者から御答弁を願いたいと思うのですが、どなたが見えておりますか。

○委員長(重盛壽治君) 政務次官が見えております。

○山下義信君 それでは政務次官から御答弁をいただきたい。

○政府委員(森下國雄君) ただいま参りまして、大へんおそくなりましました。御承知のように非常にこれは何と申し

ますか、国際問題がまだ解決してないので、今すぐに打ち出すわけには参りませんけれども、この問題を早期に解決したいと思ひまして、去る二十五日大村収容所に参りまして実情を調査いたしました。昨日帰って参つたのでございます。この問題に對しましては、本省と相談を續けており、できるだけ早くこの線を打ち出して、一日も早くこれを具体的に現わしたいとかように考へて、今せっかく検討中でございます。それだけ申し上げます。

○山下義信君 それでは、その問題はそういう程度にとどめておくことにいたしますしやう。

日赤関係のことではいま一つ関連して承わりたいと思ひますのは、最近ハバ

ロフスクの収容所の状態につきまして、政府はどういうふうな実情調査をなさろうとお考えでありますか、あるいはまた政府みずから調査する方法がなければ、日赤をして調査団を組織し、これを派遣し等の方法でもおとりになりまして、すみやかに実情を明らかにして、事態を明白にし、国民の不安、あるいはその関心に對して真相を明白にするというお考えが、ありますか、また関連いたしまして、

収容者の慰問等につきまして、政府はいかなる方針をおとりになるお考えでありますか。この際、外務省当局のお考えを承わりたいと思ひます。関連して厚生大臣の御所管に關係が、ありますれば、厚生大臣からも御所見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(森下國雄君) お答え申し上げます。ハバロフスクのこの問題は、ロンドンにおきまして西大使を通じて今交渉をしておる次第でございます。

○山下義信君 どういう御交渉の最中

でございますか。

○政府委員(森下國雄君) 実情を調査すると同時に、一日も早くその帰還の、帰す方法についていろいろ交渉を進めております。主として、実情を調査することの交渉が第一であります。

○國務大臣(小林英三君) 今山下さんの御質問の、先般のハバロフスク収容所におきまして事件につきまして、私も、第六次のソ連引揚者の報ずるところによりまして、減食懲罰が行われまして、そういう主食は通常一日につきまして七百八十グラムのものが四百五十グラムに減食されております。ほか、副食物につきましても通常

よりもかなり減食されているという報告を得ているのであります。これは事実といたします。きわめて重大な問題でございます。このことによつて、せつかく十年余にわたつて抑留の方々が持ちこたえて参りました生命身体に損傷を来たすことが憂慮されておりますので、ただいま外務政務次官から御報告が、たまたま現地のロンドンの大使を通じて、この問題について調査し、また日本政府としての希望を申し込んでおるわけでございます。厚生省といたしましては、これらの対策をいたしまして、御承知のように、慰問品を継続的にこれらの抑留邦人に届ける必要がある。これは国会でも非常な御希望、御決議もあつたのであります。とりあえず二分と三分を、価格にいたします。一回分が、一カ月分約百六十万円ばかりになります。両方合算して三百二十五、六万円に

なると思ひますが、これを、二カ月分をまとめまして届けているのであります。一人当たり一カ月分千二百円、実質的には千五、六百円のものであります。非常に安く納つておるのであります。千三百六十五人分を慰問品といたしまして、先般の第六次引揚船で参りました大成丸をもつて、引揚者の出迎へるときにこずけましてお送りしたわけであります。今後引き続きこういう問題もやつて参りたいと思ひます。同時にこの問題につきましては、日赤の方でも非常に御協力を願つておるわけであります。今後この生命身体に危険を及ぼすような問題につきましては、外務省を通じて交渉中であるのであります。そこで、ただ

問題は、慰問品が果して現地の人々に届くかどうかという問題をわれわれは憂慮いたしておつたのであります。先般大成丸をもつて送りまして二カ月分につきましては、これは向うの方から日赤を通じて、すでに他にかわつたような人の慰問品をどうするかというふうな回答も来ております。多分これはそういうような処置を向うでもわざわざ聞いてきたくらいでありますから、その二カ月分の慰問品は現地に届いておるものと思つておるのであります。ただ、今後の問題といたしまして、われわれがほんとうに現地の引揚者に確実に届くことを知ることが、これは政府はもとよりであります。これは政府はもとよりでありませんが、家族の人たちのほんとうに知らんとするところでございます。これを今回の問題につきましても、現地の収容所におられます邦人の代表が確かに受け取つたという領収書をほしいと、こういうふうにしなさいと思つておるのであります。これから後の問題につきましては、これは船便で参ります。二、三カ月分はかかるのであります。今後運輸省等とも相談をいたしまして、慰問品のための船を、海上保安庁の巡視船等を利用いたしまして持つて参りたいというので、ソ連の了解のために外務省でその問題についても、今の問題はこれは別にということはありませんが、届けることは船でやりま

す。海上保安庁の船でやるということに、運輸省とも連絡をいたしておるわけでありまして、今後持つていきますものにつきましては、日本赤十字にも交渉してもらつて、収容所ごとの代表者の名前で領収書がほしいということ

七

先方に御交渉願うということになっておるのではありません。それから今後、個人々々の領収書を添えて出して、それに一々サインを押しもらうて、それでこちらが安心ができるようにというところで、その点は日赤を通じて、ソ連の赤十字社にそういうようにしたいかどうかという問題について御交渉を願っている段階でございます。

○山下義信君 御懇切な答弁をいただきまして、その送り方、受け取り方につきましましていろいろ御尽力をいただきまして感謝します。

私の伺いますことは、ハバロフスク収容所の実情調査並びに慰問等のために現地の日赤等を使って、日赤に調査団あるいは慰問団等を作らせて派遣させるというふうなお考えはないかというのを聞いたのですが、外務省の方にもそれに対する御答弁がない、厚生大臣もお答えがなかったのではありませんか、私はそれは西・マリ交渉で実情をお尋ねになるのもよろしいけれども、それは正確なことも回答するでしょう、しかし、できるならば日赤のような組織を通じてですね、人道的立場から現地へ派遣するということは、国民が等しくあるいは望むのではないかと考えられるので、政府にそういうお考えがあるかということをお尋ねいたしたのでありますが、その点はいかがでしょう。

○政府委員(森下國雄君) 外務省としましては、日赤を通じてそういう今のようなハバロフスクの実情を調査、慰問するということは、これはやりたいという希望を持っております。しかしそういうことをどういう形において

やっていくか、さらにこれは一段の検討をいたして、実情に即してまた実現できればけっこうだと思えます。そうして一方そういう方法をもってこれを慰問し、また調査をし、またロンドンを通じてそうした調査を、両方から調査しながら一方慰問をする、実情を調べるということはいいことだと私は思っております。

○山下義信君 その点重ねて実現の促進を要望いたしておきます。田辺全権随員に伺いますが、わが方から提出された一万一千四百余名の生存者の名簿を提出になったということであり

ますが、この生存者であるという一万一千四百余名のこれは生存しておったというこの資料、おそらくこれは終戦直後の昭和二十年、二十一年当時からの生存の資料の合計であろうと考えられますが、これは今日、現在生存という確証がある数字なんですか、それとも昭和二十年、昭和二十一年から逐年今年に及ぶまでの生存の確認された数字であつて、この一万一千四百余名は今日日本政府において現在生存確定であるというこの資料がある数字でありますか、その辺いかがでございますか。

○説明員(田辺繁雄君) これは先ほど私の言葉が足りなかったと思ひますが、これは終戦後昨年の十月一日現在までの間に、一定の時迄においてソ連において生存しておったという資料があるものであります。従つて昭和二十年のいつかに生きておったというだけで、今日まで何ら資料もないものも、また古い時期に生存しておつて今日もそのままであるという資料も含まれております。同時に、最近に生存して

おつたという資料からなるものも入っております。昭和二十五年以降健在であつたという資料からなるものは三百八十五名でございます。それ以外のものは一万七百九十二名でございます。従つて御質問の現在絶対生存確定かどうかということは、これは比較的の問でございまして、比較的最近において健在であつた資料からなるものは、今日も生存の確実度が高い、それからそれ以外の古い時期において生存の資料のあつた人は生存の確実度において三百八十五名、つまり最近において生存しておつたという資料からなるものは低い、これは日本側にはわからないのであります。のぞいて見るわけにはいかないものでありまして、そこでわれわれの方で現在どうなっているかということを一応向うの方でも調査して欲しいというのが、これが調査の趣旨であります。

○山下義信君 私は今回の田辺随員の御使命は非常に重大であつて、そのことをなされたことは、松本全権の複雑多岐なる交渉に比較すれば、抑留邦人の在否、引き揚げ促進という一問題に問題がしほられて簡単明瞭であるようでありまして、あなたの使命は非常に重大である。それでお歸りになりまして、その点に関する御報告の一言一句はただに在留留守家族の人たちが耳目をそばでてるのみならず、全国民がその御報告の一言一句には非常に関心を

持つのであります。先ほど竹中委員の御質問にお答えもされましたが、羽田にお歸りになって記者会見された記事が昨日なり、本朝なりに出ておりますが、私にはわからなかったことがありますが、こちらではカードを提出した、と

ころが名簿に作つてくれというので名簿に作り直して出したところ新聞に書いてある。何のことであるか、カードで出したものでは便利が悪くて名簿に直した、何のことであるかと思つたところが、本日の質疑応答によつて、それは先方のソ連のいわゆるマリク名簿というのがあり、向うの名簿に照会のできるように突き合せて名簿を作つた、こういうことである。それなれば先方の持っている名簿というのは、どのくらい

の人数が載つておつたかと竹中委員が質問したら、よくわからなかったと言ふ、これは外交の機微であつて答弁がでないというふうな問題ならばいざ知らず御自分の目で見られ、わざわざロンドンまでおいでになつて目で見られて、先方の名簿にこういうものがあつておつたというところは、ソ連側

の名簿に登記されてあつたものが、この程度のもの、こういう種類に配列されておつた、こういうものであつたということは私はよくわかるように御説明相なるべき義務があるのじゃないかと思ふ。非常に重大でありますから、その名簿にはおよそ五千名が登記されてあつたか、三千名であつたか、その記載の模様、体裁がどうであつたか、難解なものであつたか、どうであつたか、わが方の提出したその名簿とカード、いわゆるこちらの資料と突き合せて見たときに格段の差があつたとか、その内容を私はお話しに相なることが今回の使命の御報告のおそらく大部分であると言つてもよいのではないかと思ふ。帰還促進はもとよりであり

ますが、これは全権の使命だ、あなたは、この一万一千有余名の抑留邦人の生死安否、これをすみやかに調査せよというところが重大な使命であつたように私は考へておりますから、その辺の模様をいまだ詳しく詳細に御説明を願いたい。そして先方が調査した結果どういうふうな解答をしたか、どうすると言ふうか、できるだけ早く調査して回答しようとする、それらの先方の回答文の印象はあなたとしてどう受けられたかということ、これは皆が気づかうところでありまして、たとえ先方が言うことがうそになつても、それは先にいつてのことでありまして、あなたがあなたに責任ない。随員としての受けられた印象を明確に私はお示しを願いたい、かように考えます。

○説明員(田辺繁雄君) これも私の説明が足りなかつたために、誤解されておる点があるように思ひますが、マリク名簿と申しますのは、昨年の九月五日でございますが、向うから今日抑留されておる日本人の数はこれこれ、それはそれでだれだれという名簿を出してきたわけでございます。それがいわゆるマリク名簿でございます。その名簿に載つていないが、先ほど申し上げましたように、かつてソ連に生存しておつた、昭和二十年の終戦のときから今日までの長い十年間にわたり、一定の時点において生存しておつたという資料のあるものをこちらで出したのであります。また、マリク名簿というものを去年実は出していただきまして、それと私どもの方を持つておる名簿と調整いたしまして、それに載つていない資料を向うに出したわけであり

ます。その調査を要望するゆゑんとい

私どもはこれは一つの考え方であるということはわかるのであります。しかし、こういうことを考えられる裏には、なおこの引き揚げの交渉は長期にわたる、早急には実現を見ないのではないかと予想される外務大臣の腹があるのではないかとというような気持ちがあるのです。いろいろそういう関連しましての憶測もございしますが、そういうことは別として、留守家族に対する国の措置としまして、そういうことが政府内部において問題になっておるのでありますれば、どういふふうな考えでおいでになるか、どういふ御構想であるかということにつきまして、この

際承わっておきたいと思うのであります。

○政府委員(森下國雄君) 仰せの通りでございます。閣議においてこれが問題になった、話が出たということは承わりましたが、外務省としてはその所管ではないのでありますけれども、外務大臣は非常にこれを心配いたしておりまして、そういう話が出たと、かように承わっております。これが決定したとは承わっております。閣議のことは厚生大臣の方からその模様を一つ……。

○國務大臣(小林英三君) 今、山下委員からお聞きになりました日ソ交渉が今のような状態になっておる点について関連いたしまして、今後の留守家族の処遇等の問題について政府はどういう考えを持っているかというような御質問であつたと存じますが、これは先賢閣理大臣を中心としましてこの問題をいろいろのお考えになつてゐることは事実でございますが、まだ具體的の問

○山下義信君 お話が出ましたことは、新聞にすでに出ておるのでありますから私も何もわかっております。私どももありません、皆が新聞を見ております。実現の見通しが、何かの形で実現の見通しがありますか。所管大臣としての御所見はいかがでありますか。実現もせぬようなことをまるで何か、実現もせず、好銅をぶら下げて留守家族を喜ばせる。留守家族どころではございません。七百万の引揚者みな同じような気持ちでおるのではありません。もうな関心を持っております。そういう好銅といふことを、何と申しますか、そういうことを、閣議の席や総理以下閣僚大臣が集まって言っておいて、そうしてできるかできぬか、まだわけのわからぬ状態というのは私は非常ににおもしろくないと思っております。でありますから、所管大臣として、そういう話が閣議で出たら、大臣とされてはその線に沿って実現するというお考えでありますか。そういうお話が出て、国家補償なんというものはできない、それをやるといふと大へんなことになる、七百万の引揚者みんなに及んでくるということになり、長かろうと短かろうと、抑留された期間の間に對して国がある一つの補償をするということになれば、多少にかかわらず、軽重にかかわらず、長短期にかかわらず、みなやらなければならぬから、実現は不可能ならば不可能とおっしゃいますか。厚生大臣の所見はいかがでありますか。そういうこともしないことの好銅を掲げて、そうして泣いている抑留者の何といひますか、あめをねぶら

せ、頭をなでるといふことは、誠意がないと思ひます。無責任な片言隻語ではないと思ひます。でありますから、閣議でそういう話が出た以上は、何とかまとめてそれを実現させるというお考えがあるのか、あるいはそういう抑留者に対して国家が補償をする、あるいは一時金なんかの形で措置をするといふようなことは不可能であるか、やろうとすればできるのか、やる方針であるのかといふことは、具体的なことはこれから御検討になりましようが、大体として政府のお考え、決意といふものは当然これはなくてはならぬ問題であります。でありますから、私は重大な影響があると考へますので、この点御所信を明確にしたい。

○國務大臣(小林英三君) 今の山下さんの御質問並びにこの御意見につきまして、先ほどの御質問につきまして、私の言葉が少し足らなかつたと思ひます。閣議で、こういうふうな問題につきまして出たことはまだないのであります。私が申し上げましたのは、先般の新聞に載つておりましたいわゆる鳩山総理を中心として、こういう問題に触れたことにつきまして申し上げたのであります。もちろん私といたしましては、閣議に出ました場合におきましては、それらの留守家族の全般の問題につきましても考慮すべきものであると思ひます。その際には、十分に検討いたします。私がお管大臣としての良心におきまして、でき得る限りは私の意見も十分申し上げます。

○山下義信君 私は質問を終ります。今申し上げましたこの問題が明確にならなければ、現在審議中の未帰還者留守家族等援護法のこの法律案は審議することはできません。これは非常に重大であります。でありますから、今ここであるいは即答を求めることはかたきを強いることになるかもしれませんから控へます。が、できるだけ早く、政府の方においてそういうお考えがあるのなら、可能か不可能かを御検討になり、どういふ案でまとめいくかといふ御方針をすみやかにおきめに相なりまして、次回までに具体的な御答弁を得たいと思ひます。

○委員長(重盛壽治君) ちょっと速記をとめて。
(速記中止)
○委員長(重盛壽治君) 速記を始めて下さい。

○田村文吉君 簡単な問題ですが、平壤に四十八人が集結したといふことはどういふ人たちがそこへ集められたのですか、集められたのであります。それがおわかりになりますか。

○参考人(葛西嘉資君) お願ひをしたのは、一昨年の一月に希望者を帰してくれと言つたのですが、具体化したのが昨年の五月ごろから具体化した、そしてどういふ経路を通じたのか知りませんが、とにかく四十八人だけ日本へ帰りたいといふ者をばつぱつ集めた、これは一べんに集まったのではないうであります。だんだんに数が増えてきておつた、ところが四十八人集まった中で、これは子供を加えてあります。が、だんだん集まってみると、いろいろ考へてみると、子供の教育のことなんか考へてみて、そうしてお父さんが朝鮮人で、そうして自分、あまり日本へ帰りたいと言つて帰つてしまつと、子供の将来のため

ないといふようなことで、十二人今度帰る意思を放棄しました、これは外事部長が行つて確かめました。向うもそう言つております。本人に会つて、そうして四家族十二人が残り、今度帰るのは三十六人です。で、おそろくあゝいう国であります。が、本人の希望も聞いてやる。中には、だれが帰るからといふのを聞いたからといふのもあるだらうと思ひます。そんなことで、朝鮮側でそういう希望を確かめてそしてそれをわれわれの代表団も確認をして帰りたい者は帰す、残りたい者は残す、自由意思でやる、こういうことではないかと考へます。

○田村文吉君 それ以外には帰りたいといふ人がないといふことに了解していいのでしょうか。

○参考人(葛西嘉資君) それは今のところはそういうことだと、まだやっぱり、行つて聞いてみると、だれとかさんは帰りたいと言つてゐるがといふうなののがばつぱつあるようでした。実際には、ところがもういろいろ家庭の事情などがあつた、ただ具体的にわれわれが聞きましては夫婦になつてゐる、ところがやがやがが何か悪いことをして刑務所へ入つてゐる、夫婦別れをして本人は帰りたい、ところが夫婦別れを、入つてゐる方が承諾しないといふようなことで、それで帰れないといふような者もあるようです。今のところは大体こういうことだらうと考へております。

○田村文吉君 犯罪か何かを犯したためにといふ名目で押えられてゐるようにながいののでしようか、いないのでしょうか。

○参考人(葛西嘉資君) これは私どもにはわかりませんでした。おそろく中共の場合にいたしましたも、犯罪を犯して残つておる者がおるといふことでございませうから、そういうものは数は少いからどうかわかりませうけれども、もしあるとすれば、北鮮にもあると、これは独立の主権で、司法権の作用で押えておるものですから、これは希望があつても帰れないのは、これは日本におる外国人でも同様でございませうから、同様であらうと思ひます。

○高野一夫君 葛西さんにちよつとお伺ひしたいのですが、この北鮮の方で、抑留所に収容されておる日本人あるいは一般市民の中にまじつて生活してゐる人たちの生活状況ですが、これは先般、ハバロフスクの収容所に収容されてゐる人たちのいろいろな生活状況をしれば非常にいいようなふうのみやげ話を聞かされて、しかも昨年末ハバロフスクから引き揚げてきた人たちのほんとうの話を聞いて非常に差のあることがわかつたのです。それで北鮮の方からたよりも、新聞に出るのは、音楽をやつたり、安来節を踊つたり、ピンポンをやつたり、いかにも愉快そうな生活をしてゐる写真が出て、そのほか非常な待遇その他に伝わるような感じがしてならない。一方また一般市民の中に入つて生活してゐる日本人、そういう人たちがどういふ生活状況であるかといふことは、この在日朝鮮人の問題ともいろいろからんでくると思ひますので、それにかつてまたわれわれ考へたいと思ひますので、その点あなたが感じになつた点を率直に、簡単にで結構です。お聞

かせ願いたい。

○参考人(葛西嘉資君) お答えいたします。その前にちょっとお断り申し上げたいと思うのですが、北鮮の場合には、抑留という概念はないのであります。それで日本人がおるとすれば、これは市民生活を一般に他と同様に送っている、外国人として他と同様に送っている、こういうこととさせていただきます。従って平壌にあるのも、あれは抑留所ではなくて、集結所と、これははっきり言っておりますが、帰りたい者を便宜そこに集めておるということであります。

それから一般の方の生活状況であります。どういふ生活をしておるかということは、私も日本人に会いませんでしたから、全然北鮮の場合にはわかりません。しかし私どもの見たところでは、北鮮の現在の一般の生活状況というものが、これは非常に低うございす。食糧、衣料というようなものは最低のものの配給というような格好でできておるようでございます。しかし非常に低い生活、これはもう戦争の直後でございますから、無理もないと思っております。ただ、四十八名の集結所に集まっておった帰国希望の日本人が、これは向うも申しておりましたが、大抵朝鮮における中流以上の生活だと申しておりましたが、私も結論から申し上げると、これを認めざるを得ないと思ひました。認めました。で顔色も悪くありませんし、それから集結所の状態でも旅館の一部をさいて入れておりました、相当な待遇をしてくれているものと、かように思ひます。

○高野一夫君 ありがとうございます。○参考人(葛西嘉資君) それからちよつともう一つ付け加えますが、ダンスをしたという話であります。中共の戦犯の管理所を見て参りましたが、これは私どもの見たところでは、ことにまた昨年の秋あたり赤十字の代表が撫順を見たところでは、これは労働もさせておりませんし、レクリエーションなどをやりました。それからあとは学習であります。か、そういうことをさせておりました、衣食住ともこれまた心配する状況ではないと思ひました。

○委員長(重盛壽治君) それじゃまだ御質問の方もあると思ひますが、非常に長時間にわたりました、お二人の方にはいろいろ御協力を願ひましてありがとうございます。また場合によりましては、書類等によつていろいろお聞きする問題もあるかと存じますし、あるいは全般的な引き揚げの問題、慰問品の送付等に御協力を願ひなければならぬと思ひますので、何分の御協力をお願いいたします。非常に長時間にわたりましたありがとうございます。

○参考人(井上益太郎君) 正確に申し上げる必要があると思ひます。でございますが、朝鮮の方で集結している人の中、帰りたい人が出てきた。しかしそれをやはり収容しているんだ、それはどういふわけかという、日本の代表団が来るのだから、そのときに意思を確認してもらいたいという、ことを言つたんです。これは拒否いたしました。意思を確認するかどうかという決定権は主権の問題で、これは朝鮮の赤十字社にあるのだ。だから、われわれが朝鮮赤十字社がそういうふう認定されればその通り認める。ただわれわれとしてはここに来たんだから、事情はよく聞こうと、こういうふうに申したいわけでありまして、実情は間違ひありません。ですからもちろん事実に基づいて確認してきまして、法律的には共同確認をしたわけではございません。

○委員長(重盛壽治君) 非常に長時間にわたつてありがとうございます。○委員長(重盛壽治君) それではこの際、議題を追加いたしまして、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案を議題といたしたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(重盛壽治君) では、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案を議題に追加いたします。提案理由の説明を木村衆議院議員にお願いいたします。

○衆議院議員(木村文男君) ただいま議題となりました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

改正点は、法附則第七条に規定する引揚同胞対策審議会の存立期間を三カ年間延長することとあります。引揚同胞対策審議会は、第二国会において議決された引揚同胞対策に関する決議に基づき、昭和二十三年総理府に設置された機関でありまして、この審議会は引き揚げ促進並びに遺家族及び留守家族の援護等に関する諸問題につき、民間の陳情を審議し、かつ、実情を調査して、引き揚げ同胞対策を考究し、その結果を内閣総理大臣に報告することと目的としておりまして、設置以来今日まで十九件の報告を行ひ、重要な役割を果してきたのであります。

○参考人(葛西嘉資君) それではこの際、議題を追加いたしまして、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案を議題といたしたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(重盛壽治君) それではこの際、議題を追加いたしまして、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案を議題といたしたいと存じます。御異議ございませんか。

○衆議院議員(木村文男君) ただいま議題となりました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

改正点は、法附則第七条に規定する引揚同胞対策審議会の存立期間を三カ年間延長することとあります。引揚同胞対策審議会は、第二国会において議決された引揚同胞対策に関する決議に基づき、昭和二十三年総理府に設置された機関でありまして、この審議会は引き揚げ促進並びに遺家族及び留守家族の援護等に関する諸問題につき、民間の陳情を審議し、かつ、実情を調査して、引き揚げ同胞対策を考究し、その結果を内閣総理大臣に報告することと目的としておりまして、設置以来今日まで十九件の報告を行ひ、重要な役割を果してきたのであります。

○参考人(葛西嘉資君) それではこの際、議題を追加いたしまして、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案を議題といたしたいと存じます。御異議ございませんか。

○高野一夫君 今日朝鮮の問題について参考人においで願つていろいろ話を聞き、質疑をいたしたわけでありまして、この問題に関連して早急に考えなければならぬ大きな問題として、先ほど来、山下委員長並びに竹中委員長

ら、在日朝鮮人の問題にも及んで御質疑があつたわけでありまして。この点について、私は一点だけ外務省に伺つておきたいことがあるのであります。それは何かといふと、例の出入国管理令によりまして強制退去を命じられた朝鮮人の問題である。これは直接の主務官庁は法務省だと考えますけれども、これを朝鮮の南鮮、北鮮の政府とどういふ交渉をされるかということについては、当然外務省が参画しておられるはずだと思ひます。そこで、大村の収容所に強制退去を命じた朝鮮人が、一体現在何名くらいになつておるか、それが北鮮と南鮮とでどういふ比率になつておるか。もう一つは、北鮮と南鮮の政府に対して、この強制退去を命じた人たちの引取方についてどういふ折衝を行つて、どういふ誠意ある態度を南北朝鮮の両政府が示したかどうかという点について、外務省側の、今までの経過を簡単にだけ伺つて、それから、聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(森下國雄君) ちょうど出入国管理令に違反して現在大村収容所におります者を一昨日調べて参つた次第でございます。現在大村収容所におります者は千四百三十三名おりまして、千四百三十三名のうち、千二十八名が出入国管理令に違反して抑留しておるものであります。そして残りの四百二十名が刑罰関係のものであります。四百二十名のうち十五名だけは、病気で市内の病院にこれを収容いたしておられます。行きまして実情を調べてきたのでございまして、こまかないろいろ問題もあつたわけですが、このうちから北に帰りたい人と、南に帰りたい

これは向うが現在生存しておると確認した数でございます。それ以外の人にはわからないから、これは現在どうなっているか調べてくれ、現在生きている人があるならば、それは全部帰してもらいたい、こういうことであります。

○高野一夫君　それじゃこっから出された名簿を向うが見て、それを認めるか認めないか、何らの見当もつきかねて別れた、こういうことになるわけですね。それで調査を依頼された。

○説明員(田辺繁雄君)　こちら側から出した名簿と申しますのは――名簿ないしカードと申しますのは、帰還者者の証言、または現地からの通信によつて

て、終戦以来今日まで、いずれかの地点においてソ連内に生存しておたという資料のあるものばかりであります。それがその後どうなっているかというところが、こちらにわからないわけです。そこで、ソ連側の方で持っている資料と照合して返事をしてほしいということを要望したわけであります。

○竹中勝男君 向うで持っているマリク名簿以外の名簿というものについては、あなたは調査されなかったのでは、

すか。

○説明員(田辺繁雄君) ソ連がどういう資料を持っているか、これは私の方である程度の推定はいたしておりますけれども、これを一々見せろと言つて向うの中に行くわけに参りませんから……。

○竹中勝男君 見せろと言わなくても、こちらで一万何千という数を持っていかけたのですから、向うは大体どれくらいの名簿を持っておるわけなんですか。

○説明員(田辺繁雄君) ちょっと御質

問の趣旨と私の申し上げている点が食い違っているようにありますが、私の方では捕虜及び抑留者に関しては、先方では收容所に到着したときに必ずそのカードを作る建前になっていることを承知いたしております。やはり規定がございまして、その規定によつて收容所においては、捕虜が到着した場合においては、直ちにカードを作ることになつてゐる。従つてカードを作つた限りにおいては、その資料によつてわれわれから出した名簿が合つてゐるか否かの間には死した者が相当数あるとも想像できるわけでありまして、私は当時の、終戦直後の入ソ直後の混乱した状態も考えられるのであります。こういうものは、過去さつと十年前のこととてございまして、現在持つてゐる資料によつて判断する以外、向うに要望しても、照会しても見当らない、こういう回答では私の方では何もならないわけでありまして、現在ソ連の持つてゐる資料を基礎として、それに私の方の出した資料と照合して調査をするというところを申し上げたわけとてございまして、向うでどのくらいの資料を持つておられますか、これは私の方ではわかりません。

○国務大臣(小林三三) ただいま御審議願つております未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案につきまして、山下委員からこの審議に關連いたしまして、当然にして、しかも適切な御質問がございました。私もとありあらず御答弁申し上げておいたのであります。山下委員の御質問の要領につきまして、この際でござれば、政府といたしましてはつきりした御答弁を申し上げる必要もあつたと存じまして、今山下政務次官を直接政府に参らせまして、官房長官その他と打ち合せましてはつきりとした政府の態度を聞いて参りました。その結果に基きまして、私からこの機会に政府の態度をはつきりした方がよろしいかと存じますので、申し上げたいと思つてゐます。

先般新聞に出ておりました問題につきまして、あれは多分一部の關係が、何かさういふ留守家族の待遇の問題について座談的に話をしたのが漏れて、新聞の想像等に基いて出たものと解されるのでありまして、もちろんこの問題につきましては、大蔵大臣も全然タッチしてない、官房長官も全然タッチしてない、留守家族のあつた待遇等につきましては、先ほど山下委員からもちつと御触れになりましたように、これは一視同仁公平にやるべき問題でありまして、日ソ交渉がさういふことになつておりました。ソ連の抑留者、ソ連に關する留守家族の問題について云々するといふようなことでは参るまいと存じておりました。厚生大臣といたしましては、留守家族全般の処遇の問題につきましては、今後十分にこれを推進して参りたいと思つております。この機会に、山下委員の御質問に對しまして、政府の態度をはつきりいたしておきます。

○山下義信君 了承しますが、結局厚生大臣の御説明は、重光構想といひますか、新聞記事に出ましたような構想については考へていない、今さういふことを考へないといふ打ち消しの言明と了承いたしました。

○委員長(重盛壽治君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(重盛壽治君) 速記を起し。

本案に対する本日の質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(重盛壽治君) 御異議ないと認めます。

一応委員会を休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時四十三分開会

○委員長(重盛壽治君) それではただいまから社会労働委員会を再開いたします。公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願ひます。

○山本經勝君 この公共企業体労働関係法の改正について労働省の方で改正の必要があるという根本問題、一応御説明を伺つてゐるんですが、その中で特に占領当時、占領治下に作られた法律であつて、実際に今日の情勢にそぐわぬものだというようなことやいろいろ理由をあげられておつたのですが、私もこの改正案なるものを一応見せていただきますというところ、なるほど言われるような現在の状態にそぐわぬ節があつたかもしれないが、それは運用の面で補充が十分できる課題と思ふ。ですからさういふ条文の削除なりして現行法をやつていってもさう都合はないように思ふ。それからまた答申が一応出ておりますがこの審議会の答申なんかについて考へてみても、さうした相当大幅な改正をする必要があ

るようにも見受けぬ。そこでまず第一点として改正の必要があるという具体的な内容を、これは長いお話を伺わなくても大体わかつておりますが、一応基本点を簡潔に一つ御説明をお願いいたします。

○政府委員(中西實君) 仰せのごとく、この公労法が非常にでくの悪いところとも周知のこととてございましてけれども、とにかく今日までやつて参りましたので、現行法でやつてやれないといふものではないことはもちろんでございます。さういふけれども、しかしながらいかにも占領下の立法として法文技術的に間違ひもあり、また日本の実情に沿わない点もあり、さらにまた規定が不明確なために、そのためにかゝつて紛争が起つてゐるような点もございまして、そこでできれば改正したいといふことはかねがねの要望でございまして、たまたま今年に入りまして臨時の非常公式の審議委員会を委嘱いたしまして御答申をいただき、その答申の内容をほとんど改正案の中へ盛り込んでございまして、要点は提案理由の説明で申さしたものでございまして、第一点は、結局団体交渉の手續を改めたい、すなわち米國からの直輸入制度である交渉単位制度という、きつめてこの難解な、しかも日本の実情に合わないものが取り入れられておりました。これを廃止して、一般の日本の労働組合の団体交渉のやり方にするところが大きな点でございまして、それから第二点は、仲裁制度が争議権がないかわりといひますか、最後の紛争の決着のためにとられておるのございまして、その仲裁規定が出ましたあとの措置について、従来往々

にしてこれが紛議の種になつておりました。で、仲裁規定が出ますれば、これを尊重することは当然でございましてけれども、しかしながらやはりそのことを堅持の上におきましてもはつきりさう、それからまた具体的な取扱いの上におきましても、できるだけ仲裁決定はそのまま実行できるような措置にした方がいよいよなかるうかといふので、この点を今回の改正案で改正しようとしておるわけとてございまして、それから第三の点は、調停委員会、仲裁委員会というような紛争調整の機關がございまして、この機構並びにその委員の任命方式といふものがまことにこれ調停、仲裁をしますのになさくもなし、また若干重複的な制度になつておりましたので、従つて行政機構の簡素化といふこともございまして、これを統合いたしまして一つの委員会にする、さうして委員の任命方式も合理的なものにすることによつて、調停、仲裁といふものが円滑に行われ、その結果がまた十分に実施されるように確保する、さういふ点も大きな点でございまして、あと条文個々につきましては、それぞれ従来から改正したいと思つておりましたところを答申案の線に沿ひまして改正案に盛つた次第でございまして、○山本經勝君 今の交渉単位制度の第一点の問題でございまして、これは一応ほとんど削除になつて非常に簡素化されておると思ふので、その点ではさう問題がなかるうと思ふのです、ただしこの交渉単位というよりも、目的なりあるいは前提その他關係組合の実態を見ますといふと、必ずしも公共企業体の同一企業の中に一本化

された組織だけではないわけなんです。そうなりますとそのどの組合でも交渉権を持つて、こういうことになると思うのですが、そうなりますと、いわゆる悪く解釈いたしますと、これは公共企業体等においてそういうことは無いと思えますけれども、民間企業のように第一組合から第三組合、多いのは第四組合というようのができた前例がありますが、これらがそれぞれ交渉権を認められているという形になって参りますと、組合内の交渉あるいはまた紛争の処理にしても非常に困難を伴つてむしろ逆になると思うのです。それで、そういう点からむしろこの点では今後の処理についても煩瑣な問題を惹起する要因にはなつても、そういう点でむしろ簡素化されたという事にならないんじゃないかと思うのですが、その点どうお考えになっておられますか。

○政府委員(中西實君) お説のような御意見も確かにあるかとは思いますが、民間の例を見ましても、日本は御承知のように、いわゆる企業組合というのが圧倒的でございまして、それで終戦以来ほとんどの大きな企業、まあ中企業あたりまでは組合を持つておるのであります。その間労働紛争議が起り、場合によって第二組合あるいは第三組合というものの発生を見たこともございまして。しかしながらそれはほとんどが一時的な現象でございまして、組合員が非常な無理押しの争議をしたというような場合に分裂するというのが例でありまして、しかしながらそれも若干日がたちますと必ずやは一つになり、そして妙な組織関係にはならない、現になつていないという

のが実情でございまして。そこでそうだとしますと、結局この単位制度という非常にまあわけのわからない、しかも日本の国民性から言ひましてもやはり組合単位で交渉するというのがこの一般の観念でもありましますので、それをことさらに人為的な単位制度というものでやつておきますとかえつてその間にトラブルが起る。この際止については、かねがねから組合関係においても要望がございました。今度の答申案におきましてもこの点につきましましては、全員一致して廃止に賛成をされたといういきさつもございまして、私どもは組合が正常に運動しておる限りは御心配のようなことは無いのじゃないかというふうなことを考へております。

○山本経勝君 先ほど局長がお話になりましたこの仲裁裁定が紛議をかもしたというのを言われたのですが、私たちが今日まで仲裁裁定、調停その他いろいろな状況を見て参つておりますが、この紛議が起つたということはこの公労法でもつてきてありますように、仲裁裁定が出れば当然その裁定に政府が拘束されることが原則だと思ふのです。それに対して労働関係の問題として、この裁定そのものを政府が尊重しないところに問題が起つたのじゃないかと思ひますが、その点はどうなんでしょうか。

たが結局三公社また五現業、この予算がすべて国会によつて審議され、きまるものでございまして。従つて予算の審議権というものはやはりあくまでも国会に残るというふうなことで、予算上実施不可能な場合にはどうしてもやはり国会に來ざるを得ない。結局政府当局としまして、こういうった観点でやむなく国会に審議をお願いし、時に裁定そのものが実施されなかつたという例もございまして。しかしながら過去二十件の仲裁裁定のうち金額を割りましたのは一件だけでございまして、一番最初国鉄の賃上げのとき一件だけでございまして。八件はそのまま実行しております。十一件は金額は変えないで施行の時期を若干ずらしたと、こういうことでまずまずまあ尊重はしてきたというところが実績においても一応言えるのではないかとこのうに考へております。

○山本経勝君 そこで公共企業体等労働委員会の問題ですが、これはどういう規定がかりにありましても、この改正案によりましますと、公共企業体等労働委員会というものは従来あつたあつせん、それからまた調停、仲裁、これを一手に引き受けて統一されるお考え方のように承つておりますが、その場合に、この委員会のメンバーがどういう人々であるかということが非常に重要にかつて重大な問題になつてくると思ふ。労使各側それぞれ同数の三名である、案によりましますと公益側は五名、こういふことになつておる。そうなるにしてもその労使双方の同意を得て作成された名簿の中から、すなわち公益側委員の名簿の中から大臣が任命するという形をとられることになつて

おります。これは私も民間ですが、労働委員会が五年ばかりお世話になつた。そして三者構成の妙味というのは実はその運営の中にあるのだと思ふ。これは裁判とは違つて黒白をつけてそれで終りという事態でないことは局長も御承知の通りであります。そうしますと、どこかで納得をして折り合すということが、かつてこの労働委員会の性格で主要な任務だと思ふ。もしその三者構成の妙味が失われたら、この種の労働委員会というものは官僚化してつまらぬものになるか、あるいはまた一方的な片寄つた、へんばなものになつて実効が上らない。つまり私の申し上げたいのは、やはり労働関係はどこまでも本来自主的な解決が望ましいけれども、あるときは第三者の意見も取り入れて判断することが必要でしよう。そこでこの労働委員会の三者構成というところが——実に今日まで十年余りも重要な役割を果してきたことは御承知の通りなので——ここでこの公益委員の数を五名にして労使各側の三名、十一名という構成になされなければならぬ理由が私どもはうなずけないのです。今申し上げたように、どこまでも納得がいつておさまらなければ、公共企業体といわず、おるいは民間企業といわず、労使の関係というものは円滑に行かない。そうすれば生産も能率も向上しない。そのことが企業自体に及ぼす重大な課題になつてくるのでありますから、少くともこの構成については人選の上で公平であるばかりではなくて、数の上でも私は今日までやつてこられた同数でけっこうなん

だと思ふ。これを私ははいて五対三、三という比例に置きかえなければならぬという理由が全くこれうなずけないのです。その点について懇切な一つ御説明をお願いいたします。

○政府委員(中西實君) 現行の制度は調停委員会、それからさらに仲裁委員会がございまして、調停委員会は労使、公益三、三、三の構成でございまして。その上といひますか、仲裁委員会はこれは公益ばかりで三人となつております。そこで今度は委員会を一つにいたしまして、調停の段階におきましては今山本さんがおっしゃいましたように、確かに三者構成の妙味を発揮する、従つてその際にはできるだけ労使、公益同数でやるというのが建前かと思ひます。ただこうした関係におきましては最後の締めくくりとして仲裁制度がございまして。そこで本来今の仲裁委員会の三人と調停委員会とを入れましますと、実は数からいいますと三、三、公益六になるのでござい

ます。しかしながら今度一つの委員会にするということになりますれば、六と五との差が大きい、そこでこれは仲裁を担当するということ意味におきまして奇数の五をとつたわけにございまして。仲裁委員会は結局今度でございまして公共企業体等労働委員会の中で、公益委員だけが寄りまして仲裁委員会を作つてやるわけにございまして、従つて同数ではちよつと公益委員の荷がかち過ぎる、ことに今度は不当労働行為制度も整備いたしまして相当事案も上つてくるのじゃないかろうか、これはやはり公益委員だけでやることになつておりますので、仕事の量からいひましても公益委員にかかる仕事の量が非常に多いというところから、三、三、公益委員は五ということにしたわけにございまして。

○寺本廣作君 関連して……、今の点につきましては私どもの属しております会派では全く反対の疑問を抱いているものが非常に多いので、政府の考え方をただしておきたいと思ひます。と申しましたのは、一般労働委員会ではたゞいま山本先生からお話の通り、三者構成、同数でやっておりますが、この公共企業体の労使というものは、一般の企業の労使関係より非常に違ふんじやないか、ことに五現業ではみな国家公務員という建前になっておるし、身分も同じだ、公社でもやはり普通の会社の労使と違つて、最終的には国家がその経理状況の結末をつけるというやうなものであるから、労使の対立というものは、そう公社や現業にはないんじやないか。そうしてみると、この労使というものがしばしば意見が一致して一体になる、労使は一本だと見なければならぬ。それと公益とが対立するということになる、三者構成でなく、むしろこの委員会は二者構成じやないか。例が悪いけれども、ちょうどあの国際労働会議、ILOに三者構成の委員を各国が送つておるわけですが、現在共産黨諸国から送つてくる労使代表は、本来労使代表でなく一本のものじやなからうか、三者構成でなく二者構成じやないかという議論がしばしば行われております。それと全然別個の問題でありますけれども、一般の企業に比べると、公社、現業では労使の対立というものが非常に希薄なんじやないか。それで給与問題になるとしばしば意見が一致するというところで、そうしてみると、労使の三、三、六人に対して公益も六人と従来の通り、今政府からは従来三、三、六だったのを今度

三、三、五にしたのだというお話がありますけれども、少くとも三、三、六でない均衡がとれぬじやなからうかという意見が非常にあります。それからまた、この公益の選び方も労使の意見を聞いてということになつております。そうすると、その労使が本質的には同じものだということになると、企業側の意見を聞くということになると対立したあれは出てこない、本来の公益的な意見は出てこないのじやなからうかという心配が非常にあらわけです。意見を聞いてというわけ、反対でもこれは政府は国会に持つてきていいのだと、こういうこともありますけれども、今日の国会運営の実際から申しますと、議運で人事を承認する場合にはきつめて厳格にやつておられます。この場合に反対意見がついてきたのがまず議運を通る可能性はほとんどないと思ひます。そうして見ますと、ここでこういう公益というものは本来消費者大衆というか、こういう公社、五現業といったような事業を持つ性質からいって、消費者大衆の利害というものは相当強く反映されていいると思ひますが、この公益代表にはそれが反映しないんじやなからうか、こういう点から、一般の労働委員会に比べて公益代表のその労働委員会内における立場というものは、一般の労働委員会よりむしろ希薄なのではなからうか、こういう点を懸念する意見があります。この点について、政府はこういう懸念についてどういふ意見を持っておられるのか、この際伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(中西實君) 確かに民間企業の紛争を処理する一般の労働委員会と、それからこの公企体等の紛争処理の調停委員会、仲裁委員会とはその重要性、それから紛争を処理するに當つての心がまえといふやうなものも違ふといふふうなわれわれも考へております。ことに公企体の給与問題というやうな問題になりましては、なかなか民間の紛争のようには単に紛争を処理するといふだけの頭で処理すべきじやないといふやうな気持もございまして、従つて公企体の調停委員会いたしましては、結論は公正、妥当かつ合理的なものを出して、これによつて当事者に納得をせしめようといふことが必要じやなからうかと思ひます。であります、従つて今寺本先生のおっしゃつたやうなことは、民間の紛争を処理する労働委員会との差ということにおきまして、一応われわれとしてもその配慮を怠はいたしておる次第でござい

と、それからこの公企体等の紛争処理の調停委員会、仲裁委員会とはその重要性、それから紛争を処理するに當つての心がまえといふやうなものも違ふといふふうなわれわれも考へております。ことに公企体の給与問題というやうな問題になりましては、なかなか民間の紛争のようには単に紛争を処理するといふだけの頭で処理すべきじやないといふやうな気持もございまして、従つて公企体の調停委員会いたしましては、結論は公正、妥当かつ合理的なものを出して、これによつて当事者に納得をせしめようといふことが必要じやなからうかと思ひます。であります、従つて今寺本先生のおっしゃつたやうなことは、民間の紛争を処理する労働委員会との差ということにおきまして、一応われわれとしてもその配慮を怠はいたしておる次第でござい

たのは、三人では荷がかつ。なるほど大きな世帯でありますから、しかもそれを三公社、五現業と申しますと八つになる。それだけのものがかへつておるのだから非常に困難であることはわかる。しかしそれであるならば、さらにそれ以上に大きなやはり民間企業の労働委員会の実績を見られてもこれは荷がかつとは考えられぬ。それを補佐するに十分な事務局の構成もある。そうしますと、荷がかつということとは理由はならぬと思ひます。また従来それでやられてきた。私はむしろ局長に正直に答えたいのは、そのほかに五名にした理由があるのではないかと。少くとも私は今度の案を見ますといふと、そのうちの公益委員の二名は二十何条ですか、二十条の六項ですか、二人、二人は常勤にしようといふお考えがある。三名は非常勤で、そのうちの二名は常勤にする、こういうことになつておるやうであります。そうしますと、この考え方は私は非常に問題があると思ひます。五名を一般と同じやうに非常勤の人であつて、しかも国民的な視野で、第三者的立場に立つといふことになるかも知れない。ところが、そのうちの三名はまずそのやうな形に置かれたとかりに仮定しても、二名は給与をもらつて、国鉄その他政府側の給与を受けて常勤として働かせる。そうなりますと、委員会の構成そのものは、私の申し上げている三者の関係、三者のいわゆる同数によつて構成されてきた今までの運営よりも、非常に片寄つた運営がなされるといふ心配が考えられている。ですから私はもう少しすなおな気持ちで一つお話を願ひ、かつ御説明いたさないとい困

と、それからこの公企体等の紛争処理の調停委員会、仲裁委員会とはその重要性、それから紛争を処理するに當つての心がまえといふやうなものも違ふといふふうなわれわれも考へております。ことに公企体の給与問題というやうな問題になりましては、なかなか民間の紛争のようには単に紛争を処理するといふだけの頭で処理すべきじやないといふやうな気持もございまして、従つて公企体の調停委員会いたしましては、結論は公正、妥当かつ合理的なものを出して、これによつて当事者に納得をせしめようといふことが必要じやなからうかと思ひます。であります、従つて今寺本先生のおっしゃつたやうなことは、民間の紛争を処理する労働委員会との差ということにおきまして、一応われわれとしてもその配慮を怠はいたしておる次第でござい

と、それからこの公企体等の紛争処理の調停委員会、仲裁委員会とはその重要性、それから紛争を処理するに當つての心がまえといふやうなものも違ふといふふうなわれわれも考へております。ことに公企体の給与問題というやうな問題になりましては、なかなか民間の紛争のようには単に紛争を処理するといふだけの頭で処理すべきじやないといふやうな気持もございまして、従つて公企体の調停委員会いたしましては、結論は公正、妥当かつ合理的なものを出して、これによつて当事者に納得をせしめようといふことが必要じやなからうかと思ひます。であります、従つて今寺本先生のおっしゃつたやうなことは、民間の紛争を処理する労働委員会との差ということにおきまして、一応われわれとしてもその配慮を怠はいたしておる次第でござい

と、それからこの公企体等の紛争処理の調停委員会、仲裁委員会とはその重要性、それから紛争を処理するに當つての心がまえといふやうなものも違ふといふふうなわれわれも考へております。ことに公企体の給与問題というやうな問題になりましては、なかなか民間の紛争のようには単に紛争を処理するといふだけの頭で処理すべきじやないといふやうな気持もございまして、従つて公企体の調停委員会いたしましては、結論は公正、妥当かつ合理的なものを出して、これによつて当事者に納得をせしめようといふことが必要じやなからうかと思ひます。であります、従つて今寺本先生のおっしゃつたやうなことは、民間の紛争を処理する労働委員会との差ということにおきまして、一応われわれとしてもその配慮を怠はいたしておる次第でござい

と、それからこの公企体等の紛争処理の調停委員会、仲裁委員会とはその重要性、それから紛争を処理するに當つての心がまえといふやうなものも違ふといふふうなわれわれも考へております。ことに公企体の給与問題というやうな問題になりましては、なかなか民間の紛争のようには単に紛争を処理するといふだけの頭で処理すべきじやないといふやうな気持もございまして、従つて公企体の調停委員会いたしましては、結論は公正、妥当かつ合理的なものを出して、これによつて当事者に納得をせしめようといふことが必要じやなからうかと思ひます。であります、従つて今寺本先生のおっしゃつたやうなことは、民間の紛争を処理する労働委員会との差ということにおきまして、一応われわれとしてもその配慮を怠はいたしておる次第でござい

と、それからこの公企体等の紛争処理の調停委員会、仲裁委員会とはその重要性、それから紛争を処理するに當つての心がまえといふやうなものも違ふといふふうなわれわれも考へております。ことに公企体の給与問題というやうな問題になりましては、なかなか民間の紛争のようには単に紛争を処理するといふだけの頭で処理すべきじやないといふやうな気持もございまして、従つて公企体の調停委員会いたしましては、結論は公正、妥当かつ合理的なものを出して、これによつて当事者に納得をせしめようといふことが必要じやなからうかと思ひます。であります、従つて今寺本先生のおっしゃつたやうなことは、民間の紛争を処理する労働委員会との差ということにおきまして、一応われわれとしてもその配慮を怠はいたしておる次第でござい

と、それからこの公企体等の紛争処理の調停委員会、仲裁委員会とはその重要性、それから紛争を処理するに當つての心がまえといふやうなものも違ふといふふうなわれわれも考へております。ことに公企体の給与問題というやうな問題になりましては、なかなか民間の紛争のようには単に紛争を処理するといふだけの頭で処理すべきじやないといふやうな気持もございまして、従つて公企体の調停委員会いたしましては、結論は公正、妥当かつ合理的なものを出して、これによつて当事者に納得をせしめようといふことが必要じやなからうかと思ひます。であります、従つて今寺本先生のおっしゃつたやうなことは、民間の紛争を処理する労働委員会との差ということにおきまして、一応われわれとしてもその配慮を怠はいたしておる次第でござい

と、それからこの公企体等の紛争処理の調停委員会、仲裁委員会とはその重要性、それから紛争を処理するに當つての心がまえといふやうなものも違ふといふふうなわれわれも考へております。ことに公企体の給与問題というやうな問題になりましては、なかなか民間の紛争のようには単に紛争を処理するといふだけの頭で処理すべきじやないといふやうな気持もございまして、従つて公企体の調停委員会いたしましては、結論は公正、妥当かつ合理的なものを出して、これによつて当事者に納得をせしめようといふことが必要じやなからうかと思ひます。であります、従つて今寺本先生のおっしゃつたやうなことは、民間の紛争を処理する労働委員会との差ということにおきまして、一応われわれとしてもその配慮を怠はいたしておる次第でござい

と、それからこの公企体等の紛争処理の調停委員会、仲裁委員会とはその重要性、それから紛争を処理するに當つての心がまえといふやうなものも違ふといふふうなわれわれも考へております。ことに公企体の給与問題というやうな問題になりましては、なかなか民間の紛争のようには単に紛争を処理するといふだけの頭で処理すべきじやないといふやうな気持もございまして、従つて公企体の調停委員会いたしましては、結論は公正、妥当かつ合理的なものを出して、これによつて当事者に納得をせしめようといふことが必要じやなからうかと思ひます。であります、従つて今寺本先生のおっしゃつたやうなことは、民間の紛争を処理する労働委員会との差ということにおきまして、一応われわれとしてもその配慮を怠はいたしておる次第でござい

と、それからこの公企体等の紛争処理の調停委員会、仲裁委員会とはその重要性、それから紛争を処理するに當つての心がまえといふやうなものも違ふといふふうなわれわれも考へております。ことに公企体の給与問題というやうな問題になりましては、なかなか民間の紛争のようには単に紛争を処理するといふだけの頭で処理すべきじやないといふやうな気持もございまして、従つて公企体の調停委員会いたしましては、結論は公正、妥当かつ合理的なものを出して、これによつて当事者に納得をせしめようといふことが必要じやなからうかと思ひます。であります、従つて今寺本先生のおっしゃつたやうなことは、民間の紛争を処理する労働委員会との差ということにおきまして、一応われわれとしてもその配慮を怠はいたしておる次第でござい

と、それからこの公企体等の紛争処理の調停委員会、仲裁委員会とはその重要性、それから紛争を処理するに當つての心がまえといふやうなものも違ふといふふうなわれわれも考へております。ことに公企体の給与問題というやうな問題になりましては、なかなか民間の紛争のようには単に紛争を処理するといふだけの頭で処理すべきじやないといふやうな気持もございまして、従つて公企体の調停委員会いたしましては、結論は公正、妥当かつ合理的なものを出して、これによつて当事者に納得をせしめようといふことが必要じやなからうかと思ひます。であります、従つて今寺本先生のおっしゃつたやうなことは、民間の紛争を処理する労働委員会との差ということにおきまして、一応われわれとしてもその配慮を怠はいたしておる次第でござい

るのです。企業体が、企業の形式が公共企業であれ、民間企業であれ、私は労使の關係というものは使う者と使われる者という立場、こういう關係がいささかも変更されるべきものではない。ただ利害の關係が一種のつながりを持つてゐるということは先ほど申し上げたように、これまた民間企業であれ、公共企業であれ、その他公益企業であれ同様なんです。そこでいいことで五人を出さなければならぬというところ、そういうことはもうすでにうなずけない。運営の手續、その他のことまかなことはあとで御質問を申し上げます。その点から基本問題としてお答えを願ひたい。

○政府委員(中西實君) これは全く他意がございまして、現行が調停委員会三、三、三でございまして、従つて労使の数を三人以上にふやすということこれは行政機構簡素化を全面的に政府として考へております限り無理かと存じます。従つて労使は三人というのは現行の通りです。そこで公益でございしますが、先ほど申しましたように、仲裁と調停とあつせん、それはすべて一つの委員会であるわけでございまして。そこで従来仲裁に公益が三人おり、調停にも三人おり、足せば六人になるわけでございまして。実は調停をやります際に参加したい公益委員が、仲裁の際に入るののいいか悪いのか、全く同じ構成での公益委員が仲裁をやると、こういうことになりましてばもう一般仲裁制度があるのが無意味でございまして。従つて若干の重複はありましても、新たな公益委員が同じ事案につきましても仲裁任務に当るといふことが望ましいのじやなからうか。そうしま

すと、どうしても三人では不足でございまして、やはりまあ六人以上はこれは簡素化の趣旨に反するといふことなれば、奇数の数として五人がいいのじやなからうか。で、さらに先ほど言いました、不当労働行為制度といふものが今度相当手続的に整備したいとして、事案もふえるかと思ひます。この処理が公益委員会ではなからうか。もう一つ、この常勤の公益委員を二人以内で置く、これは公企体におきましては民間の企業と労使關係は同じだといふようにおつしやいましたけれども、しかしながら企業そのものは民間企業と非常に差異がございまして、一つには国の企業であり、その公益性から見まして全く民間企業とは性格を異にいたします。それから職員身分にいたしまして、現業官庁はこれは全部国家公務員でございまして、三公社にいたしまして、その身分は一応公務員に準じて取り扱われるといふに法律でもなつております。そういうふうな相当性格も違ひ、それなればこそまた争議権もなく、そのためにやがて問題が調停、仲裁で片づけるというところになつておりますので、従つてこの公益委員の使命たるやきわめて重いのでございまして、公正妥當かつ合理的な結論を出すには、やはり三公社、五現業の実態というものを日ごろからよく研究して調査しておる通曉した人がいなければ妥當な結論は出せない。それには片手間の委員さんではどうにも処理ができませんのではなからうか。従つて予算が許しますれば二人、場合によつては一人、二人以内の常勤の公益委員を置く、これは若干一般の

企業の紛争処理をいたします労働委員会と違ふところではなからうか、また違ふ性格を持つてゐるものじやなからうかといふふうな考へておる次第でございまして。

○山本經勝君 局長に申し上げたいのは、企業体の性質、そういう点の違ふことは私は十分存じております。ところが企業体が違ふことが労使の關係の狀態が違ふということにはならないといふことを先ほど来申し上げておる。しかもその關係が全体に何々一家とか變な言葉を最近しばしば聞くのです。給与その他労働条件の改善や変更が即全体に影響するからです。それからまた人とのつながりもあるでしよう。こういう点についても私は民間企業と何ら變りはない。このことを先ほどから強調している。

そこで今お話の公益委員は、調停のときに各側の委員とともに調停に参加をし、さらにその同じ同一の問題が、調停が成立せず不幸にして仲裁に持ち込まれたとき、こうなつたときに、仲裁委員が同じ調停に参加した公益委員であるという点に矛盾があるといふふうにお話しになつたように思ふのですが、私はむしろ問題の本質を調停の中で十分こなすと思ふのです。この關係は民間の労働委員会にもございまして、これは公共企業等労働關係法だけではないのでございまして、仲裁といふのは、申し立てによりという条件が多少違つたにいたしましても仲裁がある。ところが同じ委員が仲裁をやつておつて、それで不都合のあつた事例を私は寡聞にして聞いておりません。そこでむしろ、そういうあつせんから調停に移り、さらに調停から仲裁に移されたといふ、この間三つの段階を経て同じ公益委員がやつても、私は任務という規定の上に立つて公務を行なつてゐるのですから、私はそう支障が起るものではない。ところが今局長のお話を聞いておきますと、多少問題にデリケートな關係があるかもしれない。それは企業体の特質によつて起るという關係があるならば、それはただ國家の営んでおる企業であり、しかも予算に縛られるという關係、そこでこの關係からいくなれば、國家公務員の場合でもまた地方公務員の場合でも同様です。だから私は少くとも今お話しになるような理由の範圍では、とうてい五名にしなければならぬ理由に私はならぬと思ふ。局長は直接こうした事件の取扱をなさつたことではないかも知れぬ。私はすでに五年間にわたつて労働委員会というものの實際の運営を見、かつ各種地方における調停委員会等についていろいろ協力をしたこともある。また事情も大体わかつておる。そこで今の運用上の問題で、もし問題があるならば、三名でやつてもうまく運営すればできる。ところが三名でなくて五名にしなければ絶対にできぬのだという根拠にはどうしてもならぬのですが、さらにその点の説明をもう少し納得のいくようにお願いをしなればならぬ。

○政府委員(中西實君) 一般産業におきましては仲裁制度がございまして。しかしながら、それはその当事者の納得したときだけでございまして、そこで中労委を含めまして全國の労働委員会で仲裁事案を取り扱ひましたのは名古屋で一件、そのほかこの十年間にもう

一件ぐらひありましたのですか、仲裁といふものはほとんどないのでございまして。しかしながら公共企業体におきましては最後は仲裁で行う。しかも強制仲裁、これは本質的に私は違ふと思ふのでございまして。そこで実は三、三、三でもいいのじやないかというお話でございまして、今が三、三、六で実はやつておるようなわけで、従つて公益委員の仕事の分量から言ひましても三ではこれは無理ではなからうか。それから調停をやつた者が仲裁に入る、仲裁委員として入ることが矛盾とは申しません。そうでなくて、もちろん五人にいたしましたも、どうせ仲裁に移つた場合には若干名は、あるいは一人、あるいは二人が、その同じ人が仲裁委員にもあるといふことでなければ運用がつかないと思ひますが、やはり仲裁といふことになりますれば、できればやはりこの調停のときのいきさつにとらわれずに判断をするといふ人が委員に加はることは、やはり仲裁制度を公正なものに、結論を導き出すのに望ましいのではなからうかといふことを申ししたので、矛盾するとは思つておりませんが、やはり三人ではさういった望ましい姿もまかない切れないといふこと、これは私も中央労働委員会二年間やつて参りましたが、やはり公共企業等労働關係法におきましては、ぜひやはり今申しましたように、調停、仲裁の段階において若干構成が新たになるという方が運営がスムーズにいくのではなからうかといふように確信しておる次第でございまして。

○山本經勝君 そうしますと、先ほどお話のように、常勤者を置くといふこ

とは、いろいろなこの公共企業体の内部の諸問題にですね、精通してよろしい。そこで私は、むしろ今日まで長い間やってこられた公益委員の方が多数おいでになると思う。私もその数は十分でないまでも一応知っておりま

つまり三人寄せれば何とかというもので、いい知恵が出るでしょう。そういうあれから考えましても、五人もあつてやんやわんややつておつたのじゃ、むしろ任事の分量はふえても減ることはない。三人で十分だと思ふのです。

いませんで、この公益委員に対するわれわれの期待は、結局やはり単に紛争を処理するというだけじゃなくて、やはり公正妥当な合理的な結論を見出してもらう、で、それには世間的にも達識な方をお願いしなければいけません。で、そういう方をすべて常勤ということは、これはとても人を得られませんが、とうてい不可能でござい

とにきめたわけでございます。
○寺本廣作君 私は山本先生の非常に突っ込んだ御質問で私自身も少し疑問が起つてきておるのですけれども、大体この問題は法案の原案を作られた労働使の三者一致して賛成してこれら

す。それから仲裁の場合、これは公益ばかりでやるんですが、これは条文にもございまして、三人あるいは五人、五人の場合もございまして、三人でやるという場合もあるということでございます。

それから仕事の分量がふえたと言われまが、公益委員がなす最終的仲裁と言われるものは結局判定なんです。公益委員という立場に立つて、その紛争なり、あるいは賃金給与に関する問題、その他労働条件あるいは不当労働の問題を含めて、いわゆる判定をする仕事なんです。そうすればこれは人数ではなくて、私は一人でもいいのだと思ふのです、率直に申し上げて。

○政府委員(中西實君) 数の問題は先ほど来る申し上げました通りでござい

私もお伺いしたいのは、どういふ身分上の取扱いをなさるのか、一応ここに条文には二項目あげられておりますが、この点についても私は全く理解ができない。以上のところ御説明を願ひ

それからもう一つは常勤ということ、常勤の人二名とどうありまが、中央労働委員会でもたしか常勤という制度はないが、相当常勤的に月のうち二十日とか二十五日とか勤められてい

○山本経勝君 先ほど局長にお伺ひした常勤委員の身分、お答えなかつたのですが、ちょうど寺本先生の御質問があつたからあれしておつたので

○政府委員(中西實君) 数の問題は先ほど来る申し上げました通りでござい

○政府委員(中西實君) 今寺本先生がおっしゃいましたように、現実事業に

○政府委員(中西實君) 今寺本先生がおっしゃいましたように、現実事業に

○政府委員(中西實君) 今寺本先生がおっしゃいましたように、現実事業に

○政府委員(中西實君) 今寺本先生がおっしゃいましたように、現実事業に

○政府委員(中西實君) 今寺本先生がおっしゃいましたように、現実事業に

○政府委員(中西實君) 今寺本先生がおっしゃいましたように、現実事業に

○政府委員(中西實君) 今寺本先生がおっしゃいましたように、現実事業に

○政府委員(中西實君) 今寺本先生がおっしゃいましたように、現実事業に

○政府委員(中西實君) 今寺本先生がおっしゃいましたように、現実事業に

せんで、他の行政委員会の委員にも例がございまして、その例によつて、こういうふうな規定されておるわけでございます。

○山本經勝君　今のお話ですという
と、特別職の公務員である。このこと
については非常勤でも同様である。非
常勤のこの種行政機関内の委員は公
務員ですか。

○政府委員(中西實君) 特別職の公務員でございます。

それからちよつと先ほど間違えました。非常勤と常勤の方では二十三条で政治活動じやございませんで、「報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。」を常勤なるがゆゑに禁止しております。政治活動につきましては、非常勤も常勤も一緒でございます。その点に訂正いたします。

○山本經勝君　それで今の常勤二名以内ですね、一応二名以内となっておりますが、二名以内を置かなければならぬということは、ただこの業務というよりも、その主体である企業体関係の事態をよく把握するために必要だと言われるのですか。

○政府委員（中西實君）　そういうことでございます。

○山本経勝君 そのところで非常に問題が私は起つてくる。つまり企業の実態については団体交渉の対象にならぬということとは前公労法でも明白になっておる。また今回もそのことは明らかになっておる。そうしますと、企業体を中心にして、企業体がやはり一つの事業として営まれて参りますから、その企業体の中で、企業体の実態をよく

正確に知るといふことは、懇く解釈するならば、つまり国鉄の経営、あるいは全連その他三公社、五現業、こういったような国家企業に対する、企業

を中心にした観点から公益的な性格が出てくるかどうかということに大きな疑問が生じて参ります。そこで公益といわれるものが、先ほどお話しになりましたように、国民的な見地で一般の利用者に対する、あるいは需要家に対する利益の公正な処理をするのだというような見地であると初め言われたの

ですが、そうじゃなくて、これは公共企業体関係の企業そのものの利害を含ませることによって、むしろ使用者側に立つべき位置にあるとか、そういう人を公益委員として、しかも利用しているということは、これはますますもって私は奇怪だと思う。ただ企業の性質から、こういった公益的、公共的であるということは私は何も否定する

のじゃない。ところが、ことは労使間の問題を処理する機関なんです。そうすると、先ほど申し上げたように、使う者と使われる者という立場にあるのですが、その間の問題をむしろ使う者の立場に立って、公益委員の名において、争議権を剝奪されたこれらの労働

者、あるいは従業員の問題を取り扱つていくということが、果して公益とい

う資格に該当するかどうか非常に疑問を生ずる、その点一つ御説明をお願いいたします。

○政府委員(中西實君) 先ほど企業の実態を常時把握するということが、これは少し舌足らずでございまして、この法案の十二ページの条文でいいますと二十五条の第三第二項、これにもございますように、企業の実態の常時把握

はもちろんでございますが、それだけじゃなくて「職員の労働関係の状況その他委員会の事務を処理するために必要と認める事項」といえば一般公務員

の給与の状況とか、あるいはまた経済全体の状況、そういった諸般の労使関係の処理に必要な実態を研究し調査する、こういうことでございますので、従つてこの委員が使用者側についてしまふような格好になるという御懸念はないのじやなからうかというふうに考えます。

○山本経勝君 その点なのですが、問題は公益委員を従来あつた六名か知りませんが、とにかく新たに五名にしてその中に常勤二名を置いて常勤二名には特に企業の実態を知らせ、それからよく理解させる……、それから労使の關係つまり労働条件その他について適切なものがないというならばそれはいわば監督するものですか、あるいは決

定されたものの実施状況を見て回るといふのか、これはどうか知りませんが、そういう関係になってくるといふと、ますますこれは奇怪なものになってくる。私が申し上げているのは、むしろこの数の問題にこだわるというよりも、こうしたいいわゆる常勤者を置いて

てそういう労使関係の取扱いをしよう
と考えるという魂胆が、非常に悪い言

葉ですが別にあるとこれは見ざるを得ません。しかも別の条項では予算のワクの中からはみ出るような調停なり仲裁なりそれを押える意図があるのだというふうには私は理解せざるを得ぬ。そこら辺がどうも不明朗であり不明である。そういう結果になるというおそれが私も感ぜられるものですから、そういうことがないのだというはつきり

した御説明をいただかないと、これはなかなか納得がいかぬわけであり
ます。

○政府委員（中西實君）　いろいろと御

想像いただくいろいろなこともあるか
と思いますけれども、われわれは率直
に申しまして民間の企業における紛争
議と公共企業体等の紛争議におきまし
てはその解決の方法において非常な違
いがある。公共企業体におきましては
争議権がありませんで、そのかわり強
制仲裁でいく、従ってその結論は単に

紛争を処理するというだけのものじゃございませんで、公正妥当適切な合理的な結論を出すということではなればならぬと思うのであります。このことは容易なことじゃございませんで、よほど打ち込んで日ごろから勉強し研鑽いたしておりまされなければできないわけでございます。この最後の解決方法が違う、そして仲裁裁定で大体にお

いて、問題をびしやりと解決する。もちろん金の問題におきまして予算上どうしてもできないということは、これはどうしても国会の審議を否定できませんが、それを除きましてはこの仲裁裁定におきましてびしやりと片づける。これは民間の紛争議と非常に違ふところ

ろでございまして、従つてそれを処理するものにつきましては相当どうい

た打ち込んだ日ごろの勉強をし得る人を持ちたいというのが念願でございまして、われわれとしまして他意を持っておるといふことは全然ございせん。

○山本経勝君　今の公正妥当ということを非常に強調なさるわけです。それは、もっとも公正妥当でなければならぬことが公正妥当でなかったならおそ

らく事態の收拾にならないから、やはり私は問題の処理にあると思う。単なる紛争の処理じゃないと言いますが、この機関はどこまでも紛争がなければ

要らぬですよ、こういうものは……。先ほどお話のように、行政機構を簡素化するという建前からも国家の経費を減らすことなんですから、これは当然です。ところがそうでなくて今日まで、また現に、たとえば国鉄、全電通は解決がついたといいますが、その他の現業関係については未解決にある。そう

いう状態で紛争しておることは事実な
 んですね。そうすると紛争の事態收拾
 をするということは私は大きな役割だ
 と思う。そこで公正妥当な結論がその
 中に得られることが当然だと思う。公
 正妥当な結論がこういう構成では私は
 むしろ困難であると思う。それは先ほ
 どから何回も繰り返して申し上げてお
 るように公益委員の性格が変って参り

ます。これは私はどうもそういう気がします。これならぬというのいろいろな想像をめぐらしてというお話でございましたが、今までの経験から想像をめぐらさざるを得ぬ。ですから強制仲裁という方法があるので、公正妥当な結論を出すために常勤者を置くといわれるよ

うなことは、私は全くの詭弁だと思
う。それは少くとも先ほど申し上げた

ように、結果的にはどういうように弁解なさっても公共企業体関係の利益代表の側に立つ立場に追いやられる。そうしますと、むしろ五名になさったことは、そうした五名の中のいわゆる公益的性格を持つておる他の三名の意見がむしろこの二名によって中心的に公的、公益的性格とは全く違ったものになっ

てくる。それではさっぱり冒頭申し上げたような三者構成による納得ずくでの問題の解決ということにはなっていないと思う。むしろそのこと自体が紛争の種になっていく。こういうふうに考えますが、重ねて一つ御説明を願っておきたい。

○政府委員(中西實君) まず第一に公益委員の能力といたしまして、今の現行の調停委員会の公益委員に聞いていただいてもわかると思うのであります。が、たとえば、賃金問題につきまして早々の間に適当な結論を出すということとはこれはもう不可能だ、とても荷が重いというのがおそらくお気持であり、またわれわれにも直接そういうことを漏らされております。私もそうだと思つておられます。日ごろ他に職を持つておられます。そうして急に問題が起つたからといってこの際ひょっとと話を聞いて適切な結論を出すというのでは、これはおそろしく不可能じゃなにか。それでどういった給与問題につきまして、現行の委員さん方も非常にもういわゆる能力的に制度として疑問を持つておられるというのが実情でございます。従つてわれわれとしましては、日ごろから勉強をお願いする方を置いておきたい。それからもう一つ、いろいろとごそんたくなされば御心配もございましょうが、任命に当りまして労使の委員の意見を聞くわけでございます。この公正なるべき委員会の委員につきまして、労使に不信な念があればこれはもう成り立ちません。従つて労働側におかれましては非常に反対だというような人を任命できないはずでなし、したところが制度として運用されるわけじゃないとせん。

で、そうしかく御心配なさる必要はないのじゃなからうか。候補者を出します場合には当然納得し得られる方を推薦するわけでございます。その点はさう御心配なさる必要はなからうというふうに考えます。

○山本経勝君 今のお話の中で、任命に当りて労使の意見を聞くという言葉があった。これはなるほど条文の中にも、案の中にも現われております。そこで今までの公労法は労使の意見を聞くのではなくて、同意を前提にしておつたと思うのですが、その点の相違はその通りですか。

○政府委員(中西實君) 今までの仲裁委員会の委員のごときは、全くこれは政府に關与の余地はございせん。で、現行法、御承知のように、中央調停委員会の委員長が推薦したものにつきまして、労使の選挙委員が選定して、それを機械的に総理大臣が任命する、こゝうなっております。一般の労働委員会の方は、公益委員につきまして、労使の同意を得るということになっております。これは国会の同意ということになっておりますので、国会の同意というこの前に、また労使の同意というのはどうも理論としておかしい、従つて労使の意見を聞き、国会の同意を得る、こういうふうにしておられるわけでありまして、しかしながら、実際の運営におきましては労使いづれかがとんてん反対だというものにつきまして、これをさらに手続を進めるといふことはなし得ないのでございまして、実際の運用におきましては、まず同じように運用されるのじゃなからうかと考へていただけてつこうでございします。

○山本経勝君 その労使の意見を聞くということは、なるほどきわめて民主的でいい方法のように見えますが、実はそれは聞いてもこれは耳に響いたというだけで、実際には取り上げられなかつたりすることもある。これは自由だと思ふのです。そこで一定の名簿なら名簿というものがあつて、その中から公益委員の任命に當りてこれを任命した方がどうかということについて、もし労働側がそれは反対であると言つたならば取りやめになるほどのものと理解していいですか、この意見を聞くということ。

○政府委員(中西實君) 現行の調停委員会の公益委員の任命等につきましては、やはり労使の同意をとることになつておりますが、いまだかつて反対を押し切つてやつたというようなことはございせん。そんなことをしました場合に、結局制度としてこれが活用されませんので、われわれとしまして、労使いづれかの絶対的な反対を押し切ることとは考えられせん。ただ積極的に賛成がでないが、まあやられるならけつこうだというやうな場合もございしますし、いろいろの場合があります。五人おりますればその五人の組み合わせというやうなこともございまして、一人々々見ますればいろいろいろいろな話もありますが、五人構成ならいいという場合もございします。いづれにしても、労使の意見を十分尊重してやる、そうして根本的な反対があればやらない、またやれないというふうなわれわれは考へております。

○寺本廣作君 この点は私も伺つておきたいと思うのですが、労使の意見を聞いて聞きっぱなしになつたのでは、これは大へんなので、やはりこの意見は、実際上は国会の同意を求める際にはつけて出されるのでしよう。この人には御賛成がありました、この人には反対がありましたというところは実際上つけて出すのでしよう。

○政府委員(中西實君) 手続といたしまして、両議院の同意を得る場合に、それをつけるのは要件ではないといふうには感じます。ただ意見はどうだつたというお尋ねがおそらくあるだらうと思ひますので、その際にはこういうことでございましてというふうに御説明はしたいというふうな考へております。

○山本経勝君 この国会の同意を得るということは非常にいいことだと思ふのですが、ところが国会の同意といふものはきわめて何といひますか、この委員が性格的に、あるいはその他いろいろな今までの行きがかり上、どういふ人であつてどういふことをやられたかということをはつきり知悉してない場合も往々起る。特別な委員会の委員任命等に當りて私も全然知らぬ、知らぬけれども、まあよろうというところで簡単に通つた事例が相当にある。ところが実際上やつてみますと、いろいろな業務の進行状況を見ますと、これは大へんな委員を出したものだあとで驚いたやうな事例も率直に申し上げて多数あります。それで国会で同意を得るからというところが、またこの委員の任命に當りて民主的にきめたいということにならぬし、それからまた意見を求めてくるきり反対ではないから、まあ適当な者がいないものだから、まあいいて言うやうならそうしておこうかということを通じて事態

もございましょう。しかしいづれにしても、その任命そのものが一応の手続を経て任命される。ところが、今までの形ではいいますと、中央調停委員会の委員長が公平な立場で指名をする、こういう形になつておる。これは今までの方がずっといいんだと思ふのです。率直に申し上げて、これはこの点でも今の公労法の政府提案なるものは改悪であると言つても不都合ではなからうと思ふ。そこら辺が何らの保証が得られぬ。任命に當りて労使の意見を聞く。今まで私の経験でも、先ほど寺本先生の言われたことと關係があるのですが、たとえば、民間の労働委員会の公益委員を任命する知事なりあるいは大臣が一応最終的に任命をするのですが、名簿を作つて諮る、そうすれば、労働側が賛成する者については使用者側が反対である。使用者側が推薦する者については労働側が反対である、こういう形になつてくる。これが往々にしてある。だから実際上の問題として、これはむづかしい問題でありまして、意を聞くといふことは私はどうしていむずかしい。いわゆる少くとも同意を得て得られない場合に、最終的に任命をなさつても、そのことがそれはつらぬといつても仕方ないわけ、先ほど局長自身お話になつてゐる組み合わせという問題は、実際の運営上の問題として出てきてゐると思ふ。そうすれば今までの形で中央調停委員会なり、あるいはこの構成された労働委員会の委員長といひますか、会長が任命することにしても一つも不都合ではない。意見を聞いて、その意見を取り入れてそこで決定しようとおつしやるならば、いいて国会に持ち出し

て国会の同意を得たり、総理大臣の任命にされなくても済むと思う。そこら辺の状態でもまさに大きな疑問が湧き上ってくる。次官がおいでになりますから、次官の方から御説明願えればさらにいいと思う。一つそこら辺を具体的に御答へ願いたい。

○政府委員(中西實君) さきに私一応御説明申しましたが、この「両議院の同意を得て」ということになっておりまして、その前にさらに労使両委員の同意を得るということは、これは理論的にもおかしい。この今度変えた任命方式につきましては、これは答申案におきましても全員御賛成になったところでございます。およそ国政におきまして責任の所在というものがやはりはっきりしなければいけないのではなからうか。現行の中央調停委員長、これが推薦した者が土台になって任命されるというのは、いかにもどうも理屈にも合わず、責任政治という点からいいますと、責任政治という点からいいますと、責任政治という点からいいます。しかも現行におきましては、三十日の間に選考委員が選任いたしませんければ、総理大臣が職権でやれるというような規定もあるわけでございまして。今度はそのような非常手段も規定してございまして、やはり当然責任ある者が発案いたしまして任命していくというのが、これが責任政治の常道かと存じます。それではかにも行政委員会というものがございましてけれども、この行政委員会とはつまり労使の間に立つて紛議を処理するという委員会、特別の使命を持つております。従って労使双方から信頼されないような委員会は、これはもう制度として成り立たないわけではございまして、従ってこの任

用に当りましては、双方の信頼を得るような機構にするということは、もう責任者として当然考えるところでありまして、あまり思い過ぎの心配は要らないのじゃないかというふうに考えております。

○山本経勝君 局長のお言葉ですが、これは思い過ぎをいたしてございせん。私も長い経験を持つておりまして、どういふような場合に、どういふような状態が起るか、そういう点は私も一応心得ておるつもりなんです。今言われた責任政治の建前から、大臣が任命するのが当然だ、しかも公共企業体として国家が投資をして企業を営んでいくのだ、こういうことをおっしゃった。それであるならば、労働条件その他に国家の意思に沿うように、この委員会を運営するのだという気持が、今のお言葉の裏にあると思う。これはもう少し責任ある立場で御説明願いたいのですが、これは大臣がお見えになりませんから、一つ次官の方からお話しを願いたい。

もう一度申し上げますと、責任政治という建前から、内閣総理大臣が国会の同意を得て任命するというのが適当だと言われた。ところがそうならば、現行法の中央調停委員会の委員長なるものは、そういう責任政治制の中に立ってのいわゆる任命でなかった、あるいはまたその任命された中央調停委員長その人がいかにいかにいたしておる、こういうことになるのかどうか。私はそこらは全く理解がゆかない。局長のお話もさることながら、大臣のかわりに次官もおいでになりますので、一つ次官の方から責任ある一つ御説明をいたしたいのであります。

○政府委員(武蔵常介君) ただいま山本先生の御質問であります。もちろん政府はある程度の責任を負うことは同様でありまして、今度五人にしましたことに対して、あるいは一方に偏しはしないかという御質問がありまして、これに對しましては、局長から再三お答え申し上げましたが、今度御承知のように、次の条項におきまして、給与準則あるいは給与総額等に関しまして、今度と違つた扱いにまで進めてゆきたい、こう委員会に持つてゆくという御質問に、従つてこれらの調査あるいは準備等も完全にいたしておかなければならぬ、こうところから出たことと存じます。

○寺本廣作君 今の公共企業体労働委員会の委員の任命方式の問題について質疑応答、これは何も立法趣旨というものがまだ立法的に明らかにしておらずに、一部分について質問が行われておるから、非常に局部的な質疑応答になっておるのじゃないかと私は聞いておつたのですが、私はこういうふうな考へておるわけですが、従来の任命方式は、労使の双方の満足があれば、これだけで事足りた任命方式であつた。ところが現実の問題は、労資の満足するだけの人間が調停案なり仲裁案なりを出したのでは、あるいは最終的に片づかぬ。というのは、予算上、資金上の問題があったり、それを国会で承認を経なければならぬ。それには満足しておるけれども、それには満足するだけで、手続で任命した場合には、問題が最終的に片づかぬ。やはり国会

との関係というものを考へて、その調停案なり仲裁案なりが実施不可能な場合には、国会にきてもすべりいようにするということで、労使の満足プラス国会の同意ということで任命方式が考へられておるのじゃないか。従つてこの任命方式がとられた一番大きな立法理由は、こういう方式が今までの方式よりも三公社五現業の労資紛争を最終的に、円滑に片づけるためにより有効である。そういう判断でこの法律がこゝへ出てきているのじゃないか。立法趣旨はそこにあるのじゃないかと私は理解しますが、いかがですか、局長から御答へ願います。

○山本経勝君 私は実は寺本委員の御質問は、しまいの方は御質問ですが、実は解説だと思つて。それで寺本委員は、元労働政務次官をしておつたことは承知いたしておりますが、今はやはり次官もおいでになり局長もおいでになる。そこで今の解説は、これは非常に矛盾していると思つて。それで私が伺つておる事柄の内容は、そうではありまじやないかというのでお問ひになつておる。これはこの委員会の運営上問題になり、おもしろくないことになると思つて。この点は委員長はどうお考えになりますか。

○委員長(重盛壽治君) 質問を続けて下さい。関連して発言を許したのであります。あなたの御認定で一つ質問して下さい。

○寺本廣作君 まだお答えがありませんから、答えを……

○政府委員(中西實君) 答申案をお手元にお配りしてございまして、この任命方式のところは、答申案にも全会一致賛成されておるところでございま

す。この趣旨は、結局公共企業の紛争処理は、仲裁裁定で処理する、しかるにその仲裁裁定が従来往々にして裁定は下つたけれども、その後紛議が起つた、それにつきましては、多分にこの委員の任命方式ということも関係しておりますので、従つて今回のように、公共企業の労働条件、その他の予算との関連もございまして、従つて国の最高の機関である国会の同意を得るというものが、最も妥当ではなからうかというので、おそらく答申案におきまして、全員が賛成されたということに考へております。

○山本経勝君 ちょっと、これは一つこの委員会として御理解願つておきます。先ほど寺本委員からお話がありましたが、いわゆる労働委員会の構成その他この案の局部だけを取り上げておるというふうにお話があった。しかし私はそうじゃない。冒頭この案の骨子をなすものは何かというところをお伺ひしたところが、交渉段階の問題とか、あるいは労働委員会の構成とか、あるいは一定のワケが考えられておるというふうなことを一応總括的にお話しになつた。そこで、その中で問題点は、まず重要な個所としてこの点があるのだということ、今御質問を申し上げたのです。そこで誤解のないようにお願いしたい。

そこで、次官のお話になりました、先ほど政府が責任をもつて実行のできる案という事になりますと、政府の持つておる予算のワケの中でやれということに私はなると思ふ。そういうことになりませんか。次官どうで

すか。

○政府委員(武蔵常介君) 従来は、御承知のように、給与総額というものが決定されておりました、その範囲内で政府は、勧告されても、あるいは調停案が出ましても、その範囲内であるべく実行していくというところでやっていたのですが、今度はその点に幾らか若干の改正を加えていまして融通のあるようなものにしてしよう。しかし最終の決定はもろろん主務大臣の決定にまかせるものであります。

○山本経勝君 給与総額が予算の中できまつていて、そうしてそのワクの中で調停なりあつせんなり、あるいは最悪の事態になれば仲裁がなされる、こういうことになったら、私はこの労働委員会なるものの任務は何であるか、全くわからなくなってくる。それから、さらにこの場合融通を考へておられる、こういうことになりまして、これはどういふことなんですか。その点がさっぱり理解ができない。それで、一応私なりに理解することを申し上げれば、給与総額という一定の予算のワクに拘束がある。従つてその給与総額のワクの中の裁定でない限り実行ができない、実行ができるようにするために、いいですか、実行ができるようにするために、委員の任命を国会の同意を得て五名にし、二名を常勤にしておくことが必要である、こういうふうな道になつてくると思うのですが、この点どうなんですか。

○政府委員(中西實君) 個々の事案に対する仲裁裁定が、常に政府の意に沿つて、そうして国会にも通りやすくなることを期待しておるというものは絶対ございません。常に出来ます仲裁

裁定というものが公正妥当かつ合理的なものである、そうしてそれは公共企業体の性格上、国の全体の給与なら給与、その他労働条件すべてにつきましては、その最高権威である、機関であるところの国会の同意を得るという任命方式にするのが最もよい人を任命し得る道ではなからうかというところでございまして、そうすることによって、ここに仲裁裁定が政府の気に入るようなものが出てくることを期待しておるものでございませぬ。

○山本経勝君 国会の同意を得ることによつて、つまり裁定がなされ、給与その他諸問題について国会の同意を得ておくならば、これは国会の同意ということは、委員の任命についてですよ、そうすると政府が一応労使の意見を聞いて、それがどの程度に取り入れられるかは別問題といたしまして、一応この人々をという案ができて、そうして国会に諮られる、そのことがいよいよその裁定をした給与その他労働条件の内容についてスムーズに行えるものだ、こういうことと私はどうもつながりが理解できないのですよ。で、そこら辺を先ほどから伺つてゐる。次官のお話によると、政府が責任を持つて実行できるような裁定をするためにある程度の融通性を持った考え方の上に立つて、つまり給与総額の予算のワクは一応あつても、その裁定が実行できるやうにするというものは、もし予算のワクを破つても、あるいはそれに拘束されることなく、この委員会が裁定するといふのであるならばわかりません。任命の手続の問題にしても人の問

題でしようが、しかしそれはまあ一応わからぬことはない。ところが、そうじゃない。お話になつてゐることはやはり食い違つてゐる。問題は、給与総額の予算のワクの中で裁定がなされるやうにするために、国会の承認を受けるた公益委員を任命するのだというふうな、私は局長のお話を承つた。ところが次官の方のお話は、そういうものではない。予算のワクの中にはめることは責任政治の立場から、あるいは政府が責任をもつて実行する建前から必要であるけれども、ある程度の融通性というものは考えなければならぬ、こういうふうにお話になつた。私は根本問題が食い違つてゐると思う。その点、どちらからでもよろしいですが、一つお答え願ひたい。

○政府委員(武蔵常介君) ただいま申し上げましたのは、口が短くて、責任というやつがすべてに冠したやうになりましたが、委員を任命することが、すべてその関係が国会の責任に行くこととしたつもりはありませぬのでございまして。しかし、今度国会が同意を与えて決定した委員であれば、将来その委員が裁定等をした場合に、また特別な場合がありまして、国会も相当これに對して信頼を持つてであらう、こういうふうな考へておる次第であります。

○山本経勝君 これは今のお話、またあれなんです、国会に承認を求めた委員が裁定をしたのだから、国会は責任を持つたやうし、また予算のワクとの配慮もその間になされるものであると、こういうふうな理解してよろしいですか。

○政府委員(武蔵常介君) そこまで責任を持つというまで、はつきり申し上げるわけではありませぬですが、国会で承認した委員が裁定されたものに對しては、比較的国会も承認しやすいといふやうなことを申し上げたわけでありませぬ。

○田村文吉君 閣下、局長に伺ひます、今の山本委員の質問の、政府の、国会の承認を得るということは、将来予算上資金上等の問題が起る場合に關係することと考慮して国会の承認を得るというやうに、誤解じゃないが、ちよつと話を私は伺つたのですが、私はこの伺ひたい意味は、そんなことは關係なしに、政府が国民の代表である国会のあれを得るという意味でお尋ねになるのじゃないかと、こう私は考へてゐるのですが、その点はどうですか。

○政府委員(中西實君) 公共企業体の最終的紛争を処理する方法の仲裁裁定、これは非常に国家的に見て重要である、従つてこの任命におきまして最も手続を重からしめると、そうしてその任命された委員の権威を高めるといふことが、もとより最も大きな目的でございませぬ。従つてそのために他の行政委員会の委員も、同様両議院の同意を得て、そうして内閣総理大臣が任命する、こういうやうにしたわけでありませぬ。もちろん先ほど政務次官もちよつと言われましたが、そういう国会の同意を得て任命しておるやうな方は、それだけ信用もされ、従つてそういう方々の出された案というものは、政府、国会においても処理するといふ場合に、十分に従来以上に尊重すべきものだ、こういうことももちろん私は含んでおるといふやうに考へます。

○寺本廣作君 閣下です。ただいまの田村先生のお話に關連するわけですが、公共企業体労働關係の公益委員の任命に国会が同意することとすると、それは非常に、國民を代表する国会が同意するので、任命の手続が重くなるという一面もあるといふ今の政府の御答弁でございませぬ。そういう意味からすると、もし労使の意見を聞いて国会が同意するといふことについて、何も政治的なあれがない、作為がないといふやうに、世間から受け取られるやうな一般情勢ができるなら、中央労働委員会の公益委員なども、本来ならばこの国会の同意にかからしめていいのじゃないかと思つてございませぬ。と申しますのは、私は議院運営委員会に出ておつて、あそこに出てくる各種の行政委員会の委員を見ておると、ずいぶん仕事のない委員会がたくさんございませぬ。公安審査委員会とか、土地區画整理委員会とかといふやうなことで、ほとんど行政案件がないのに待遇が非常にいい。なぜかといふと国会の同意にかからしめておるの、非常にその地位が重いといふので待遇がいいのだ。ところが中央労働委員会などはほとんど徹夜々々で忙しい仕事をしてゐる。そうして一般の大衆に及ぼす影響はきつて甚大なる仕事をしています。それにもかからず待遇はきつて酷薄である。なぜならば、これは国会の同意にかからしめていないから、重くないから待遇が悪いのだ、こういう説明であります。労使の意見を聞いて、国会の同意にかからしめるといふことについて、何も政治的な作為がないといふやうに世間が理解するやうになると、中央労働委員会など

も、今政府が言われると同じような意味で、本来この国会の同意にかからしめるような任命手続が考慮されていいのじゃないかと思いますが、この点について関連してお答え願いたい。

○政府委員(中西實君) 確かに、おっしゃる通りに、公共企業体の調停関係の委員会と若干性格は違いますが、しかし中央労働委員会のごときは、きわめてわが国の経済に關係の深い、重要な任務を持つておるわけであり、従って従来から中労委の公益委員の任命につきまして、その任命の方式を変えて、国会の同意にかからしめたかどうかというお話がございました。この労働委員会は、御承知のように、終戦直後の労働組合法でできました。当時はまだ両院の同意を得て任命する、という方式もございました。そのうち、労働委員の同意を得て労働大臣が任命をする。その初めの方式が、いまだに続いておるということでございます。まして、機会があらますれば、そういう任命方式に変えることも考慮されていいのじゃないかというように考えております。

○政府委員(中西實君) 確かに、おっしゃるようなことが考慮されます。審議会におきましては、実はそういう議論は別に出ませんでございました。で、われわれとしましては、これは実はほかの行政委員会の格好がこうなっておりますので、実はそれにならったということでございます。

○田村文吉君 じゃ次に同じ問題で……そうしますと、第二十四条の四項と五項の關係でございますが、四項の場合には、「公益委員のうち一人がすでに属している政党にあらたに属するに至った公益委員をたんに罷免する」、それから五項になりますと、「内閣総理大臣は、公益委員のうち何人も属していなかった政党にあらたに二人以上の公益委員が属するに至った場合は、これらの者のうち一人をこえる員数の公益委員を、両議院の同意を得て」と、ここに「同意を得て」ということとある。前には「同意」ということではないのです。これはどういう意味で、五項の方には「同意」云々が、前の方には「同意」がないか。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 今のようなお話、ごもっともな点もあると思うのですが、国会の承認も得て、きわめて公平妥当に仲裁裁定をやるという場合に、政党に所属する人を、二人以上はいかぬけれども、一人は入っていい、あるいはまた役員になってはいけない、一人は入ってもいい、こういうようなことは、ちょっと政党には所属しないということにはつきりした方が私どもはいいかと思うのですが、それに対して審議会がそういう地位というのは、もう論議はなかつたのですか。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 今のようなお話、ごもっともな点もあると思うのですが、国会の承認も得て、きわめて公平妥当に仲裁裁定をやるという場合に、政党に所属する人を、二人以上はいかぬけれども、一人は入っていい、あるいはまた役員になってはいけない、一人は入ってもいい、こういうようなことは、ちょっと政党には所属しないということにはつきりした方が私どもはいいかと思うのですが、それに対して審議会がそういう地位というのは、もう論議はなかつたのですか。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 今のようなお話、ごもっともな点もあると思うのですが、国会の承認も得て、きわめて公平妥当に仲裁裁定をやるという場合に、政党に所属する人を、二人以上はいかぬけれども、一人は入っていい、あるいはまた役員になってはいけない、一人は入ってもいい、こういうようなことは、ちょっと政党には所属しないということにはつきりした方が私どもはいいかと思うのですが、それに対して審議会がそういう地位というのは、もう論議はなかつたのですか。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 今のようなお話、ごもっともな点もあると思うのですが、国会の承認も得て、きわめて公平妥当に仲裁裁定をやるという場合に、政党に所属する人を、二人以上はいかぬけれども、一人は入っていい、あるいはまた役員になってはいけない、一人は入ってもいい、こういうようなことは、ちょっと政党には所属しないということにはつきりした方が私どもはいいかと思うのですが、それに対して審議会がそういう地位というのは、もう論議はなかつたのですか。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

○田村文吉君 そうですね。これは慣行的な解釈と申しますか、いろいろな例によりまして、これは二つの政党に二人がそれぞれ入るということではなくて、一つの政党に——英語なら単数がはつきりするのでございますが、そういう趣旨でございます。

というようなふうになりはしないかということを考えたから、私は逆に今のような質問を申し上げたわけです。ところが責任政治という言葉は非常に重要な言葉なんだが、そこで予算のワクというものはわれわれも背負っているわけなんです。ところが場合によっては、今回のものでもないかと思うのです。調停案が一応示されて、その調停案について二重の解釈がなされて、それが今度は各企業体別に固交に回されていまだに紛争している。こういう状態はつまり調停に対する内容のあいまいさというよりも、私は率直に申し上げて悪く解釈しているのですが、これはおしかりのないように、で、むしろぬけぬけと二重の解釈のできるような調停案を出されたのではないかと疑っている。そこで、そういうものを出している。今度固交に移して解決するのだから問題は非常に紛糾するのはこれは当然だと思う。ところが、これを実は処理するのは、仲裁委員会なり調停委員会の任務だと思うのです。そうすればむしろそこら辺でそういう自後の紛争をかもすようなことをするよりも、事前に合理的に解決をすることの方が望ましい。で、その場合に一定の予算のワクがあるのだから、それ以内に私はできないのだとすれば、予算が通過した後におけるこれらの問題は問題ないわけなんです。ところが問題がなおあるということは何を意味するか。やはり現実の問題の中に納得いかぬというだけでなくて、やはりそれぞれの企業体の中に、八つの企業体の中に、それぞれある程度の弾力性は持つておると思う。たとえば業績賞という名において出すものとかに仮定して

も、その業績というものがあつたわけですから、ここでがっかりと拘束したものにしてみました。でも、問題の処理は事実上できています。だから私は納得がいかなぬのですが、このことは次回に直接関係のある議員に出てもらつてよく説明を願うことにして、一応その問題の中で、先ほどの次官のお話の中にあつたように、国会の同意を得たということによって責任のある委員の任命ができるのだ。今まではできなかったかというところではなかった。で、労使双方の同意を得て構成された中央調停委員長がいわゆる仲裁委員の指名をしておる。で、それらの人々がやつたということは私はやはりちつとも権威づけなかつたものじゃないかと思うのです。国法でもつてきまつて、そうしてそれが議会の承認を受けた制度として運用されてきた。私はむしろ運用の面で矛盾があつたのじゃないかと思う。しかしどこも私は悪いとか、この点がだめだとか、こういう点はいけないとかとして褒めるといふことは必要でないのじゃないかというところを、私初めから強調しているのです。そこら辺のお考え方を重ねて一つ御迷惑ですが、お答えを願つて、一応私の質問を終わりたいと思います。○政府委員(武藤常介君) ちよつと誤解されるといけないから……。

同意を得て任命したこと、それから将来その委員が裁定をされた場合にこれに対する国会の關係は關係がありませんから、あらためて申し上げておきます。○委員長(重盛壽治君) ちよつと速記をやめて下さい。○委員長(重盛壽治君) では速記を始めて。本問題に対する本日の質疑はこの程度にいたしまして、残りは次回以後に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。○委員長(重盛壽治君) 御異議ないと認めます。それではこれで社会労働委員会を閉会いたします。午後四時三十九分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十日)

昭和三十一年四月三日印刷

昭和三十一年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局